

別 表 1

目 次

内閣の機関	1	財務省	14
内閣府	1	文部科学省	17
宮内庁	3	厚生労働省	18
公正取引委員会	4	農林水産省	23
警察庁	4	経済産業省	26
金融庁	6	国土交通省	28
総務省	7	環境省	35
法務省	8	防衛省	36
外務省	12		

注1) 本表中「主な該当箇所」欄の数字は、主に関連する総論の大項目番号を示したものである。

注2) 中期的な合理化目標数が計上されている事項については、計上されたそれぞれの目標数以上の合理化を行う。

注3) IT化による業務のスリム化に係る合理化数（合理化見込み数）については、地方支分部局等においてシステムが運用されている例も多いことから、地方支分部局等の見直しに係る合理化数（合理化目標数）と相当程度重複する。

【内閣官房】

事項名	内容	主な該当箇所
1 内閣官房におけるアウトソーシング等による効率化	アウトソーシングの推進等の業務実施体制の見直しにより、平成19年度に内閣官房の定員を4人合理化する。20年度以降も、引き続き、アウトソーシングの推進等により、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	5
2 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務の集約化や業務処理手順の見直し等を実施することにより内部管理業務を見直す。 この取組により、平成18年度に定員を1人、19年度に3人合理化することを含め、22年度末までに定員を8人合理化する見込みである。	4

【内閣法制局】

事項名	内容	主な該当箇所
1 内閣法制局におけるアウトソーシング等による効率化	アウトソーシングの推進（自動車運転の民間委託）により、平成19年度に定員を1人合理化する。20年度以降も、引き続き、ITを活用した内部管理業務の効率化・合理化、アウトソーシングの推進等により、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	5
2 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務の集約化や業務処理手順の見直し等を実施することにより内部管理業務を見直す。 「内閣法制局情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき業務の効率化等を実施する。 以上の取組により、平成18年度に内閣法制局の定員を1人合理化した。	4

【内閣府】

事項名	内容	主な該当箇所
1 沖縄総合事務局の業務実施体制の効率化・合理化	内部管理業務の合理化、アウトソーシングの推進等の業務実施体制の見直しの他、以下の取組等により、平成18年度に沖縄総合事務局の定員を25人、19年度に24人合理化することを含め、22年度末までに定員を99人以上合理化する。	3
2 一 国有財産管理関係	財務省における国有財産管理業務についての大胆かつ構造的な見直し結果を踏まえ、平成18年度に定員を1人、19年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を3人合理化する。 また、18年度から22年度までは、新規増員要求を行わない。	2、3
3 一 農林統計等関係及び食糧管理等関係	沖縄総合事務局における農林統計等関係及び食糧管理等関係について、それぞれ以下のとおり、農林水産省における当該業務全体の大胆かつ構造的な見直しに合わせて見直しを行う。 ○ 農林統計等関係のうち、農林統計部門については、平成17年度末定員59人に対し22年度までの間	2、3

事項名	内容	主な該当箇所
4	<p>に21人合理化するとともに、同年度までの間、新規増員要求を行わない。また、情報部門については、17年度末定員11人に対し22年度までの間に6人合理化するとともに、同年度までの間、新規増員要求を行わない。</p> <p>このうち18年度には、農林統計部門6人を合理化したところであり、19年度には、農林統計部門2人及び情報部門3人を合理化する。</p> <p>○ 食糧管理等関係のうち、食糧管理部門については、17年度末定員18人に対し22年度までの間に6人を合理化するとともに、同年度までの間、新規増員要求を行わない。また、消費・安全部門（17年度末定員20人）については、業務実施方法、調査方法の見直しによる合理化を行い、既存定員の合理化によるものを除き、22年度までの間、新規増員要求を行わない。</p> <p>このうち食糧管理部門については、18年度には1人合理化した。</p>	
4	<p>国土交通省における官庁営繕業務についての大胆かつ構造的な見直し結果を踏まえ、平成19年度に定員を1人合理化することを含め、22年度末までに定員を2人合理化する。</p> <p>また、18年度から22年度までは、新規増員要求を行わない。</p>	2、3
5	<p>国土交通省における自動車登録業務についての大胆かつ構造的な見直し結果を踏まえ、平成19年度に定員を1人合理化する。</p> <p>また、18年度から22年度までは、新規増員要求を行わない。</p>	2、3
6	<p>公共事業関連業務については、事業費の減少に応じた業務のスリム化や業務の効率化の推進、民間委託等の積極的な推進（設計・施工の一括発注方式の導入、各種調査業務、設計業務の民間委託等）により、平成19年度に定員を9人合理化することを含め、平成22年度末までに定員を32人以上合理化する。</p>	3、5
7	<p>業務の集約化や業務処理手順の見直し等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「内閣府LAN（共通システム）に係る最適化計画」に基づき大幅な業務の効率化等を実施する。</p> <p>「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係る業務・システム最適化計画」（「統計調査等業務」を含む。）に基づき大幅な業務の効率化等を実施する。</p> <p>以上の取組により、平成18年度に定員を7人（うち、4人については内閣府事項1の合理化の再掲）、19年度に9人（うち、7人については内閣府事項1の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を49人合理化する見込みである。</p>	4
8	<p>業務実施体制の見直しにより、平成19年度に定員を2人合理化する。引き続き、業務実施体制の見直しを行い、効率化・合理化を図る。</p>	7
9	<p>業務実施体制の見直しにより、平成19年度に定員を1人合理化する。引き続き、業務実施体制の見直しを行い、効率化・合理化を図る。</p>	7
10	<p>業務実施体制の見直しにより、平成19年度に定員を1人合理化する。引き続き、業務実施体制の見直しを行い、効率化・合理化を図る。</p>	7
11	<p>平成19年度以降も、引き続き「統計の処理等に係る民間委託の今後の推進方針」を着実に実施し、内</p>	4、5

事項名	内容	主な該当箇所
オンライン化	閣府の実施する統計調査のアウトソーシング、オンライン化等を積極的に進めることにより、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	

【宮内庁】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	本庁におけるアウトソーシング等による効率化（設備保守、自動車輸送等の現業的業務等）	平成19年度において、機械設備運転保守等業務及び自動車輸送等業務の合理化により工務課の定員を1人、車馬課の定員を1人、給食調理業務の民間委託により宮内庁病院の定員を2人、電話交換業務の民間委託により管理課の定員を2人合理化する。本庁においては、現業的な業務の在り方等について検討を行い、その結果を踏まえて、20年度以降も引き続き、民間委託等により定員の計画的な合理化を図る。	5
2	京都事務所の管理業務等のアウトソーシング等による効率化（施設管理、樹林管理等）	御所・離宮等の皇室用財産の施設管理、樹林管理等業務を合理化することにより、平成18年度に定員を1人合理化することを含め、22年度末までに定員を5人以上合理化する。	3、5
3	御料牧場の管理業務等のアウトソーシング等による効率化（掃除刈り・松食い虫病害虫防除業務、設備管理業務）	業務の一層の合理化、掃除刈り・松食い虫病害虫防除業務、設備管理業務の一部について民間委託を推進することにより、平成18年度に定員を1人、19年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を4人以上合理化する。	3、5
4	陵墓監区事務所の管理業務等のアウトソーシング等による効率化	業務の一層の合理化、各監区における日常管理業務のうち陵墓の適切な管理に支障がないと考えられる部分について民間委託を検討すること等により、平成18年度に定員を3人、19年度に3人合理化することを含め、22年度末までに定員を6人以上合理化する。	3、5
5	正倉院事務所の管理業務等のアウトソーシング等による効率化	正倉院事務所においては、今後も引き続き、事務・事業の特殊性を踏まえつつ、適切な管理に支障のない範囲内で、業務の合理化、民間委託の推進による効率化を図る。	3、5
6	業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務の集約化やアウトソーシング、業務処理システムの最適化等により、内部管理業務を見直す。 「宮内庁情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、機器の統合等による経費を中心とした効率化・合理化を実施する。 以上の取組により、平成18年度に定員を1人、19年度に3人（うち、2人については宮内庁事項1の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を21人合理化する見込みである。	4

【公正取引委員会】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	本局におけるアウトソーシング等による効率化	秘書業務、会計業務、電話交換業務、公用車関係業務等の外部委託を継続して実施するとともに、その他の業務についても積極的に外部委託を推進すること等により、平成18年度に定員を2人合理化した。19年度以降も引き続きアウトソーシングの推進等による業務の効率化を図る。	5
2	地方事務所におけるアウトソーシング等による効率化	地方事務所におけるアウトソーシングの推進等による総務関係業務の効率化により、平成18年度に定員を1人合理化した。19年度以降も引き続きアウトソーシングの推進等による業務の効率化を図る。	3、5
3	地方事務所における独占禁止法等に係る相談対応等の業務の効率化・合理化	地方事務所における独占禁止法等に係る相談対応、指導、調査等の業務の効率化・合理化を図ることにより、平成18年度に定員を2人、19年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を3人以上合理化する。 なお、下請法に関する相談等の一定の事務については、都道府県及び地方の商工会議所・商工会との協力を拡大し、引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3
4	地方事務所における業務実施体制の見直しによる合理化	地方事務所における独占禁止法違反事件の審査等に係る業務実施体制の見直しを図ることにより、平成19年度に定員を2人合理化することを含め、22年度末までに定員を9人以上合理化する。	3
5	業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務内容の見直し、システムの整備等を実施することにより、内部管理業務の効率化を図る。 「公正取引委員会内ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づきサーバを統合して設置台数を減らし、故障対応等に係る業務を削減する。 以上の取組により、平成18年度に定員を2人、19年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人合理化する見込みである。	4
6	下請法に基づく調査、独占禁止法違反に関する申告等のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化	下請法に基づく定期調査、独占禁止法違反に関する申告等のオンライン利用率の向上に努め、業務実施体制の効率化・合理化を図ることにより、平成19年度に定員を3人（うち、1人については公正取引委員会事項4の合理化の再掲）合理化する。また、20年度以降も引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。	4

【警察庁】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	本庁におけるアウトソーシング等による効率化	公用車の運転業務について、事務の特殊性を踏まえつつ、アウトソーシングの範囲の拡大を図る。	5
2	地方機関における技能・労務職員の業務の効率化	地方機関の技能・労務職員について、業務の効率化等により、平成18年度に20人合理化した。19年度においても、引き続き業務の効率化等により8人合理化する。	3
3	都道府県情報通信部の業務の民	警察庁の地方機関の通信業務について、民間委託を推進し、平成13年度以降5年間で当該業務に携わ	3、4、5

事項名	内容	主な該当箇所
間委託による合理化	る職員を100人程度縮減した。19年度においても、引き続き実施可能な民間委託の取組を検討するとともに、ITの高度化等を踏まえ、情報通信部門の業務の特殊性に留意しつつ、引き続き業務の効率化を検討する。	
4 都道府県情報通信部の業務の効率化（ネットセキュリティ業務の高度化・効率化）等	ITの高度化・スキルアップ等により、業務の効率化を図り、都道府県情報通信部の定員を平成18年度に20人合理化した。19年度においても引き続き情報通信部門の業務の特殊性に留意しつつ、業務の効率化に努め、48人合理化する。	3、4
5 地方機関における業務の効率化・合理化等	<p>総務・庶務部門の業務実施体制の見直しへの取組等により、平成18年度に地方機関の定員を46人（うち都道府県情報通信部の定員を39人）合理化した。19年度においても、定員の内部振替により新規増員を抑制するとともに、総務・庶務部門の業務実施体制の見直しへの取組等により、37人（うち都道府県情報通信部の定員を34人）合理化する。</p> <p>警察庁事項2、3及び4を含む上記の取組により、地方機関の定員を18年度に101人、19年度に116人合理化することを含め、22年度末までに定員を317人以上合理化する。</p>	3
6 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>業務の効率化に努めることにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「警察庁情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき警察庁WANシステム（機器）の統合化、グループウェアシステムの再配置等を実施する。</p> <p>「全国的情報処理センター用システムの業務・システム最適化計画」に基づき業務処理機能の強化・拡大等を実施する。</p> <p>「運転者管理等のシステムの業務・システム最適化計画」に基づき端末からの情報入力における利便性向上、主管課への端末設置等による都道府県警察における業務の迅速化等を実施する。</p> <p>「指紋業務及び掌紋業務の業務・システムの最適化計画」に基づき業務処理機能の強化・拡大等を実施する。</p> <p>「企画分析業務（警察）の業務・システム最適化計画」に基づき業務処理機能の強化・拡大等を実施する。</p> <p>以上の取組により、平成18年度に定員を18人、19年度に11人合理化することを含め、22年度末までに定員を54人合理化する見込みである。</p>	4
7 警察総合捜査情報システムの業務・システム（DNA型照会業務の業務・システムを含む。）の最適化による業務の効率化・合理化	警察総合捜査情報システムの業務・システム（DNA型照会業務の業務・システムを含む。）については、最適化計画を平成18年度中に策定するとともに、業務・システムの最適化による22年度までの定員合理化の見込み数を明らかにする。	4
8 皇宮警察の業務の効率化	定員の内部振替により、平成18年度の新規増員を抑制するとともに、業務実施体制の見直しへの取組等により、18年度に皇宮警察本部の定員を6人合理化した。19年度においても、定員の内部振替により新規増員を抑制するとともに、業務実施体制の見直しへの取組等により、定員を7人合理化する。	7

	事項名	内容	主な該当箇所
9	研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	定員の内部振替により新規増員を抑制するとともに、業務実施体制の見直しへの取組等により、平成19年度に警察大学校の定員を2人、科学警察研究所の定員を1人合理化する。引き続き、公用車の運転業務、庁舎の警備業務等可能な範囲でアウトソーシングを行うなど、可能な効率化・合理化を検討する。	5、7
10	既存統計調査の見直しによる合理化	警察庁における統計は、業務統計であり、その実施機関は都道府県警察である。従来から、犯罪情勢等に応じた統計調査項目の見直しを行っているところであるが、平成19年度以降においても、引き続き必要性に応じた統計調査項目等の見直しを行っていく。	7

【金融庁】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	総務企画局及び監督局における減量・効率化	市場に関する制度等の企画・立案に係る業務運営及び監督方針の作成、公表等による監督業務の効率化等により、平成19年度に総務企画局の定員を4人、監督局の定員を3人合理化する。20年度以降も引き続き他部局との連携、民間出身専門家等の採用、研修の充実、監督の着眼点の明確化等を推し進め、業務の効率化・合理化を図る。	7
2	検査局における減量・効率化	「金融検査に関する基本指針」に基づき、内部監査の有効性に依り検証範囲等にメリハリを付け、また、個々の金融機関の業務内容等に応じ特定のリスクに焦点を当てるなど効率的な検査を実施するほか、財務局との連携強化等により業務の効率化を図り、平成19年度に検査局の定員を7人合理化する。20年度以降も引き続き金融検査評定制度の定着状況等を踏まえ、業務の効率化・合理化を図る。	7
3	証券取引等監視委員会事務局における減量・効率化	証券取引監視について、証券総合システムの一層の活用によりデータ処理等の業務の効率化を図り、平成19年度に証券取引等監視委員会事務局の定員を4人合理化する。20年度以降も引き続き、自主規制機関との密接な情報交換、民間出身専門家の採用や研修の充実、証券総合システムの活用等により、業務の効率化・合理化を図る。	7
4	業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	引き続き業務の見直し、効率化の推進を図ることにより、内部管理業務を見直す。 「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づく、金融庁業務ポータルサイトの構築による情報の利活用の促進等を行う。 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づく、金融庁業務支援統合システム（仮称）の構築等により、平成21年度以降、業務処理時間の短縮を図る。 以上の取組により、18年度に定員を1人、19年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を25人（※）合理化する見込みである。	4

※「疑わしい取引の届出に関する業務」については、業務が平成19年度に金融庁から警察庁に移管されることとなっており、最適化による合理化見込み数は調整中である。

【総務省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 恩給事務体制の合理化	恩給業務実施体制の見直しにより、平成19年度に恩給業務担当職員を11人合理化する。引き続き、恩給業務の業務・システムの最適化の着実な推進等により、恩給受給者数の推移を踏まえた業務量の変化に見合った体制とるように検討する。	4、7
2 郵政民営化に伴う郵政行政局の業務実施体制の見直し	郵政行政局については、郵政民営化に伴い業務実施体制を見直し、平成19年度においては、貯金企画課と保険企画課とを統合して、1課を廃止するとともに、定員を9人合理化する。引き続き、郵政民営化の進展を踏まえ、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	7
3 業務実施体制の見直し	業務実施体制の見直しにより、平成19年度に本省内部部局及び消防庁内部部局の定員を36人合理化する。引き続き、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	7
4 管区行政評価局、行政評価事務所の業務実施体制の合理化（IT化による業務の効率化、アウトソーシングの推進等）	電子決裁、電子会議室、行政評価等データベースなどITの活用、アウトソーシングの推進等による業務実施体制の効率化・合理化を一層推進することとし、平成18年度に定員を18人、19年度に17人合理化することを含め、22年度末までに定員を69人以上合理化する。引き続き、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3
5 総合通信局及び総合通信事務所の業務実施体制の合理化（IT化による業務の効率化、アウトソーシングの推進等）	総合通信局LANの一層の活用を始めITの活用等による内部管理業務の効率化・合理化、定型的業務のアウトソーシングの推進等により、平成18年度に定員を37人、19年度に37人合理化することを含め、22年度末までに定員を145人以上合理化する。引き続き、内部管理業務の合理化等を進め、業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3
6 総合通信局出張所の廃止	総合通信局出張所（2か所）について、本局への機能集約に伴う支障等の対策を講じた上で、平成19年度に当該2出張所（下関、鹿児島）を廃止するとともに、定員を2人（総務省事項5の合理化の内数）合理化する。	3
7 無線局検査の民間能力の活用等業務の見直しの推進	無線局検査については、登録点検事業者制度による民間能力の活用状況等を見据えつつ、国の開設する無線局の検査の在り方について、引き続き検討する。	3、5
8 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務の集約化や業務処理手順の見直し等を実施することにより内部管理業務を見直す。 「総務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、LANシステムの統合及び運用管理業務の集中化を着実に実施し、業務の効率化・合理化を推進する。 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の府省別計画に基づき、統計局LANの見直し、「統計情報インデックス」及び「日本統計月報」のインターネットのみによる情報提供への切替えに伴う刊行業務の廃止等を着実に実施し、業務の効率化・合理化を推進する。 「恩給業務の業務・システム最適化計画」に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの更なる活用等を着実に実施し、業務の効率化・合理化を推進する。 「電波監理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、無線局免許等の申請手続における入力項目のコード化やインテリジェント審査機能による無線局審査業務の効率化等を着実に実施し、業務の効率	4

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>化・合理化を推進する。</p> <p>「電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画」に基づき、手作業や目視により行っている作業のシステム化等を着実に実施し、業務の効率化・合理化を推進する。</p> <p>以上の取組により、平成18年度に定員を27人（うち、9人については総務省事項5の合理化の再掲）、19年度に17人（うち、2人については総務省事項1の、7人については総務省事項5の、3人については総務省事項10の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を105人合理化する見込みである。</p>	
9	<p>指定統計調査関連業務の官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放の推進による効率化・合理化</p> <p>「科学技術研究調査」に係る業務の一部について民間競争入札を実施し、平成19年度から民間に委託することにより、定員を1人合理化する。</p> <p>引き続き、指定統計調査関連業務の官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放の実施に向けた取組を推進する。</p>	5
10	<p>研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化</p> <p>総務省における施設等機関の業務実施体制の見直しを行い、平成19年度には、自治大学校の定員を1人、統計研修所の定員を1人、消防大学校の定員を1人合計3人合理化するとともに、情報通信政策研究所総務部整備課を廃止する。引き続き関係機関の業務実施体制の見直しを行い、効率化・合理化を推進する。</p>	7

【法務省】

事項名	内容	主な該当箇所
1	<p>本省におけるアウトソーシング等による効率化</p> <p>平成18年度と同様、庁内LANの管理業務等の一部について、民間委託を実施する。</p>	5
2	<p>新司法試験実施事務の民間委託等による業務の効率化・合理化</p> <p>引き続き、新司法試験について、運營業務等について外部委託を実施する。</p>	5
3	<p>矯正管区内の矯正施設における共済事務の集約化</p> <p>高松矯正管区への共済事務の集約の結果を踏まえて、他の矯正管区についても共済事務を集約することの可能性を検討し、合理的な定員配置を目指す。</p>	3
4	<p>刑事施設関係の業務見直し等</p> <p>刑事施設関係について、次のとおり、業務見直しにより増員幅の抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 従来から民間委託を実施している非権力的業務について民間委託数を平成18年度に232人分、19年度に233人分拡大することを含め、22年度末までに719人分拡大する。 － P F I方式や構造改革特区の活用等あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図る。 － 行政職員の配置も含め非権力的な業務について更に見直しを行い、民間委託を行う業務の範囲及び人数の拡大を検討する。 	2、3、5
5	<p>刑務所P F I事業の推進</p> <p>平成19年度に増設予定の刑務所3庁のうち、第1号刑務所P F I事業として整備する美祢社会復帰促</p>	2、3、5

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>進センター（仮称）以外の2庁（喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター（いずれも仮称））についても、施設運営をPFI方式で行うこととし、併せて構造改革特区制度を活用するなどして、大幅な民間委託等を実現することにより、増員幅の一層の抑制に努める。</p> <p>第2号刑務所PFI事業（島根あさひ社会復帰促進センター（仮称））については、引き続き、20年10月の収容開始を目指して、準備作業等を進める。</p>	
6 登記・供託関係の業務見直し等	<p>登記・供託関係10,253人について次の取組を行うこと等により、法務局・地方法務局の定員について平成18年度に258人、19年度に258人合理化することを含め、22年度末までに1,791人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 登記事項証明書の交付等の証明事務について、22年度末までに市場化テストを実施し民間委託を行うこと等により、19年度に105人合理化することを含め、22年度末までに1,181人合理化（オンライン利用による合理化に相当する422人を含む。）。 － 法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合により、22年度末までに57人合理化。 － 利用しやすいシステムへの改善等により登記申請事件等処理事務のオンライン利用率を向上させることにより、19年度に87人合理化することを含め、22年度末までには利用率50%を実現することにより350人合理化。 － 上記の市場化テストの実施に当たっては、発注内容等を最大限に工夫しできるだけ多くの企業の入札参加を可能にすること及び入札企業の業務上の工夫がいかされるようにすることにより、民間活力を最大限に活用する。 － 登記申請事件等処理事務について、業務処理過程・体制を抜本的に見直す。 － 地図情報システムの導入による効率化に伴う定員合理化については、「地図管理業務の業務・システムの最適化計画」に基づき、22年度末までに地図情報システムを導入し、地図管理業務の更なる適正化・効率化等を実施することにより、19年度に5人合理化することを含め、22年度末までに17人合理化する見込みである。また、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による定員削減の更なる積増しについては、できるだけ早期に結論を得て、定員を合理化する。 	2、3、4、5
7 法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合による合理化	<p>法務局・地方法務局の支局・出張所について、引き続き平成19年度以降においても、120庁程度の統廃合を実施する。</p> <p>上記の取組により、22年度末までに定員を57人（法務省事項6の合理化の再掲）合理化する。</p>	2、3
8 登記申請事件等処理事務のオンライン利用率50%実現	<p>平成19年度以降も、17年度末に策定された「オンライン利用促進のための行動計画」を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。</p> <p>この取組により、19年度に定員を87人合理化することを含め、22年度末までには利用率50%を実現することにより定員を350人合理化する（法務省事項6の合理化の再掲）。</p>	2、3、4
9 業務実施体制の見直し（訟務部門の事件処理の見直し、人権擁護部門の執務体制の見直し等）	<p>法務局・地方法務局の訟務部門においては、引き続き、判例・文献のCD-ROMの活用等により、訴訟に必要な準備書面作成の効率化等を図る。</p> <p>また、人権擁護部門においては、法務大臣から委嘱された民間人の人権擁護委員の活用及び同組織体</p>	3

	事項名	内容	主な該当箇所
		の自主運営の更なる推進を図る。	
10	地方入国管理局における民間委託の推進による合理化	平成15年度から地方入国管理局（15年度から東京、17年度から名古屋、18年度から成田空港（支局））の収容場監視業務の一部の民間委託を開始し、対象を拡大している。19年度についても、大阪入国管理局新庁舎における収容場監視業務及び審査窓口業務の一部をそれぞれ民間に委託する等、引き続き民間委託を推進することとし、合理的な定員配置を目指す。	3、5
11	地方入国管理局出張所の再編による合理化	業務量の動向、周辺に在留する外国人の数、出張所を統廃合した場合の関係者への影響等を総合的に勘案しつつ、引き続き海型から内陸型への再編を進める。 平成19年度においては、1か所程度を整理統合する。	3
12	入国管理業務における警察との連携の一層の強化による合理化	平成19年度については、東京入国管理局の摘発方面隊を再編成するとともに、引き続き、警察との合同摘発を進めるなど一層の連携強化を図り、摘発業務の合理化・効率化に努める。	3
13	バイオメトリクスの活用等の措置による減量・効率化	平成18年5月に改正入管法が成立し、19年秋を目途に施行される予定であるため、上陸申請するすべての外国人（特別永住者等を除く。）から顔写真及び指紋情報を取得可能なシステム構築を実施し、偽変造文書及びなりすましの発見や要注意人物の入国阻止をより確実かつ迅速に行い得るように努める。出入国管理業務・システムの最適化に沿ってバイオメトリクスを活用した出入国審査体制を確立することにより、22年度末までに定員を29人以上合理化する。	3、4
14	保護観察所における業務実施体制の見直し	人事・給与等、共済、物品調達等の内部管理業務についての情報システムの統一化とそれに伴う業務の見直し、組織の機動性及び柔軟性の向上等を目的とした専門官制の導入に伴う業務の見直し、治安情勢、経済情勢等保護観察をめぐる状況を見据えつつ業務の効率化・合理化を図ることにより、保護観察所において平成18年度に定員を24人、19年度に24人合理化することを含め、22年度末までに定員を97人以上合理化する。	3
15	その他地方入国管理局、入国者収容所における業務実施体制の見直し	上記事項を含め、業務の効率化・合理化により、平成18年度に定員を地方入国管理局において43人、入国者収容所において3人、19年度に地方入国管理局において45人、入国者収容所において1人合理化することを含め、22年度末までに定員を地方入国管理局において179人以上（うち、29人については法務省事項13の合理化の再掲）、入国者収容所において6人以上合理化する。	3
16	その他矯正管区、刑事施設、少年院、少年鑑別所、婦人補導院における業務実施体制の見直し	上記事項を含め、業務の効率化・合理化により、平成18年度に矯正管区において1人、刑事施設において310人、少年院において31人、少年鑑別所において18人、19年度に刑事施設において310人、少年院において31人、少年鑑別所において20人定員を合理化することを含め、22年度末までに矯正管区において2人以上、刑事施設において1,237人以上、少年院において124人以上、少年鑑別所において78人以上定員を合理化する。 婦人補導院については、19年度において、収容動向を踏まえた定員の更に合理的な活用方策を検討する。	3
17	地方更生保護委員会における業務実施体制の見直し	更生保護情報管理業務・システムの最適化の実施、人事・給与等、共済、物品調達の内部管理業務についての情報システムの統一化に伴う業務の見直し、専門官制の導入に伴う業務の見直し、治安情勢、	3

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>経済情勢等仮釈放等をめぐる状況を見据えつつ業務の効率化・合理化を図ることにより、地方更生保護委員会において平成18年度に定員を1人、19年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を6人以上合理化する。</p>	
18 検察庁における外部委託による合理化	<p>平成16年度から一部の地方検察庁において総務課業務の一部（文書接受発送、来庁者対応等）の外部委託を実施しており、19年度においても、その実施庁を拡大し、合理的な定員配置を目指す。</p>	3、5
19 検察庁における業務集約等	<p>平成17年度から、高等検察庁及び高等検察庁所在地地方検察庁の間で、共済事務を高等検察庁に集約している。</p> <p>今後、各府省共通システムの運用状況により、新たな業務集約について検討する。</p> <p>上記を含め、業務の効率化・合理化により、18年度に定員を208人、19年度に208人合理化することを含め、22年度末までに定員を832人以上合理化する。</p>	3
20 公安調査庁の組織の見直し、総務部門を始めとする業務の減量・効率化	<p>公安調査局総務部門の課制を平成20年度に全廃し、総務系業務の処理体制を効率化するほか、他の業務についても見直しを図り、定員配置の効率化を一層促進する。</p> <p>上記の取組を含め、引き続き総務部門において業務の一層の合理化・効率化を図ること等により、18年度に定員を27人、19年度に28人合理化することを含め、22年度末までに地方支分部局を中心に定員を110人以上合理化する。</p>	3
21 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>技能・労務職員の縮減や、人事・給与等、共済、物品調達等の内部管理業務について情報システムの統一化及びこれに伴う業務の見直しを行うなどの業務の効率化・合理化を図る。</p> <p>「法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づきネットワークの一元化等を実施する。</p> <p>「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」に基づきバイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立、乗員上陸許可申請関係手続の電子化推進等を実施する。</p> <p>「登記情報システムの業務・システム最適化計画」に基づき、オンライン申請の導入を契機とした業務の最適化、現行システムの見直しによる最適化（登記業務処理システムの見直し）等を実施する。</p> <p>「地図管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、地図管理業務の更なる適正化・効率化、登記情報システムとの資源の共有化等を実施する。</p> <p>「検察業務の業務・システム最適化計画」に基づき、新システムの整備及びこれに併せた事務規程等の見直し、事務の各段階において必要とされている帳簿等の廃止によるペーパーレス化の推進等を実施する。</p> <p>「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理及び生活維持管理の業務・システム最適化計画」に基づき、データ連携が図れていない「購入物品管理システム」と「領置物品管理システム」の連携を実現する。</p> <p>「更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、医療観察業務における各種事件の立件手続等のシステム化、事件調査票作成業務の合理化等を実施する。</p> <p>以上の取組により、平成18年度に定員を79人、19年度に100人合理化することを含め、22年度末まで</p>	4

	事項名	内容	主な該当箇所
		に定員を1,154人合理化する見込みである。	
22	F A L 条約締結の承認に伴う行政手続の簡素化・合理化	海港における船舶の出入港や外国人乗員の上陸許可に係る手続の簡素化による、業務実施体制への効果について引き続き検討する。	3、4
23	乗員上陸許可及び乗員名簿の提出等に係る申請届出のオンライン化に伴う組織・定員の合理化	乗員上陸許可については、平成15年7月から乗員上陸許可支援システムの運用を開始し、乗員上陸許可申請のオンライン利用率は、17年末現在27%となっている。 乗員上陸許可のオンライン申請に関しては、利用者の利便を図るため、18年3月31日に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」を着実に実施することにより、オンライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。 同計画の実施に当たっては、引き続きオンライン利用の促進を徹底するとともに、運送業者等の利用状況等を見つつ、配置人員の見直しを行い、組織・定員の合理化の見通しを明らかにする。	3、4
24	研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	法務総合研究所国際連合研修協力部における警備業務の民間委託を実施することにより、平成19年度に定員（守衛（行（二）））を1人合理化する。 公安調査庁研修所研修者の宿泊施設として、また、臨時的に教室として使用されている研修寮の清掃等維持管理についての民間委託を今後も継続する。	5、7
25	既存統計調査の見直し、民間委託等による合理化	処理した事件内容等について、各地方支分部局等にあらかじめ配布した調査票の電磁的フォーマットに入力し、磁気媒体や通信回線を利用して送付を受けるなどの方式により、順次ペーパーレス化を図ってきており、平成19年度以降も民事統計、少年矯正統計及び保護統計についてもペーパーレス化を引き続き推進する。	4

【外務省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	本省におけるアウトソーシング等による効率化	本省における民間委託等について、翻訳業務、各種調査・研究業務、警備・清掃等の庁舎管理業務、公用車関係業務、電話交換業務、情報システム（庁内LAN）管理業務、広報関連業務、ホームページの作成・管理業務において実施の拡大を検討するなど積極的に推進し、平成19年度に定員を3人合理化する。 また、郵便の発受業務について、民間委託の可能性を引き続き検討し、19年度中に結論を得る。	5
2	無償資金協力業務の一部のJICAへの移管に伴う実施体制の合理化	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成18年11月成立）の施行により、無償資金協力業務の一部が国際協力機構（JICA）へ移管される。これに伴い、同法が施行される20年度において、事務・事業の削減を含めた合理化を行う。	6、7
3	定量的指標、設置時からの状況の変化を踏まえた在外公館の設	在外公館（実館）については、平成19年度に1総領事館の廃止を、20年度を目標に2総領事館の廃止を行う。	3※

事項名	内容	主な該当箇所
置状況の見直し	20年度以降においても、引き続き、定量的指標も踏まえつつ定期的見直しを行うこととし、設置時からの状況の変化を受けて必要性の低下したものについて統廃合等を図るとともに、各国に複数設置された総領事館の廃止を検討する。併せて、兼勤駐在官事務所及び出張駐在官事務所についても、その位置付けを見直すこととし、上記に準じ、統廃合等を図る。	
4 定量的指標も踏まえた在外公館の定員配置の見直し、査証免除・緩和等の措置による合理化	平成15年度から19年度の5か年において、全在外公館の定員の約1割（300ポスト）の定員についての見直しを行うこととしていたが、当該見直しは18年度に前倒しで達成した。19年度から23年度の5か年においても引き続き全在外公館の定員の約1割（300ポスト）を目安とした見直しを継続し、19年度には118人合理化する。その際、査証担当、領事担当等については、査証発給件数、各種領事業務取扱件数等定量的指標も踏まえつつ定員の再配置を進める。 また、査証免除・緩和等の措置が実施された場合には、当該公館の査証担当定員の見直しを検討し、19年度は、18年3月に韓国人に対する短期滞在査証免除措置が実施されたことを踏まえ、定員を9人合理化する。	3※
5 在外公館におけるアウトソーシング等による効率化	平成16年度以降実施しているPFI方式による在エジプト大使館事務所整備計画を着実に進める。また、今後、公館が新設される場合には、同方式を活用して整備する。	3※、5
6 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務の効率化、民間委託の推進、電子化の推進等により、内部管理業務を見直す。 「在外経理業務・システム最適化計画」に基づき、ITを活用した業務の効率化等を実施する。 「通信機能強化システムの業務・システム最適化計画」に基づき、公電処理業務の効率化を実施する。 「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」及び「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、業務の効率化等を実施する。 「領事業務の業務・システム最適化計画」（「統計調査等業務」を含む。）に基づき、領事窓口業務のシステム化による効率化等を実施する。 以上の取組により、平成18年度に定員を44人、19年度に38人合理化することを含め、22年度末までに定員を116人合理化する見込みである。	4
7 申請届出のオンライン化、オンライン利用促進による業務の効率化・合理化	在留届電子届出システムについては、システムの利便性を向上させるとともに、オンラインによる届出を広く普及させることにより、在外公館におけるデータ入力、郵便・FAX等による届出受理、届出の管理作業の省力化を図り、継続的に業務効率化を推進する。	3※、4
8 研修施設の組織・運営の効率化・合理化	研修所所員用所内業務用ホームページを平成19年度中に立ち上げるとともに、所員に対するIT技術啓発のための講習会を開催することにより、研修業務の迅速化・効率化を図る。また、効率的でタイムリーな研修の在り方について引き続き検討し、研修のIT化、Eラーニングの導入について19年度中に可能なものから実施する。	7

※在外公館については、3の趣旨を踏まえ取り組む。

【財務省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 国有財産管理関係の業務見直し等	<p>① 国有財産管理関係1,777人について、次のとおり、平成18年度に定員を28人、19年度に33人合理化することを含め、22年度末までに定員を181人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 行政財産関係について、ITの活用等により18年度に4人、19年度に12人合理化することを含め、22年度末までに76人合理化 － 普通財産関係について、ITの活用等及び民間委託により18年度に23人、19年度に17人合理化することを含め、22年度末までに81人合理化 － 公務員宿舍関係について、ITの活用等及び民間委託により18年度に1人、19年度に4人合理化することを含め、22年度末までに24人合理化 <p>② 18年度から22年度までは、新規増員要求を行わない。</p> <p>③ 以上のほか、定形的業務の民間委託に限らず、高度利用等のノウハウを有する民間部門などの知見を活用するための工夫を行う。</p>	2、3
2 国有財産管理関係の見直しに伴う機構面の整理合理化	<p>事務事業の見直し、定員の合理化に併せて、機構面における整理合理化を実施し、平成19年度に国有財産管理官、国有財産鑑定官等を削減することにより、15機構を削減する。</p> <p>20年度以降も引き続き組織等の減量・効率化を図る。</p>	2、3
3 財務局における内部管理業務の効率化・合理化	<p>人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、支払業務の「センター支出官による集中型」への切替え等により、財務事務所から財務局への業務移管を推進するなど、内部管理業務の見直しにより、平成19年度に定員を11人合理化する。</p> <p>20年度以降も引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。</p>	3、4
4 その他財務局における事務・事業の合理化	<p>以上の取組に加え、証券総合システムの一層の活用、メリハリのある効率的な検査の実施、財政融資資金事務処理体制の見直し及びその他事務・事業の効率化・合理化の推進を図ることにより、平成18年度に定員を74人、19年度に64人合理化することを含め、22年度末までに定員を450人以上（うち、192人については財務省事項1、3の合理化の再掲）合理化する。</p>	3
5 税関における内部管理業務の効率化・合理化	<p>人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、平成19年度において税関の総務課・管理課等の機構を37廃止するなど、内部管理業務の見直しにより、19年度に定員を42人合理化する。</p> <p>20年度以降も引き続き組織等の減量・効率化を図る。</p>	3、4
6 税関における事務・事業の合理化	<p>平成19年度に出張所・監視署の再配置を行い、6出張所を廃止することを始め、輸出入貨物等の監視取締体制、貿易統計事務処理体制の見直し及びその他事務・事業の効率化・合理化により、定員を44人（うち、2人については財務省事項5の合理化の再掲）合理化する。</p> <p>20年度以降も引き続き業務処理体制の効率化・合理化を図る。</p>	3
7 税関関係手続のオンライン利用	<p>税関関係手続のオンライン申請に関しては、「オンライン利用促進のための行動計画」により、オン</p>	3、4

	事項名	内容	主な該当箇所
	促進による業務の効率化・合理化	ライン利用率の向上を図りつつ、業務の効率化・合理化を推進する。	
8	その他税関における業務実施体制の見直し	以上の取組に加え、通関情報処理システム（NACCS）や税関手続申請システム（CuPES）などの活用、業務処理体制の見直し及びその他事務・事業の効率化・合理化の推進を図ることにより、平成18年度に定員を164人、19年度に80人合理化することを含め、22年度末までに定員を656人以上（うち、84人については財務省事項5、6の合理化の再掲）合理化する。	3
9	国税局における内部管理業務の効率化・合理化	人事・給与等の定型的内部管理業務に関するシステムの最適化に先駆け、現行システム下において人事、会計、厚生業務の集約化、アウトソーシング化を実施するなど、内部管理業務の見直しにより、平成19年度に定員を242人合理化する。 20年度以降も引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3、4
10	国税局におけるアウトソーシング等の推進	引き続き税務相談事務のアウトソーシングを推進する。 既に集中化（センター処理）を行っている資料情報事務などについては、更なるアルバイトの採用を実施するなど、業務の効率化・合理化を推進する。 これらにより、平成19年度に定員を390人合理化する。 20年度以降も引き続き業務実施体制の効率化・合理化を図る。	3、5
11	国税関係業務・システムの最適化等による業務の効率化・合理化	「国税関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、税務相談の電話相談センターへの集中化や、税務署において賦課事務と徴収事務の各々の部門で所掌し処理している内部事務の一元化等の施策を実施する他、現行のシステムの有効活用等により、事務の簡素化を図ることも含め、平成19年度に定員を125人合理化する。	3、4
12	国税関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化	平成18年3月に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、IT活用等による納税者利便の向上の観点から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及を図ることとし、その普及割合に歩調を合わせた一層の事務の電子化を行うことにより、申告書処理体制の効率化を図る。 19年度においては、国税関係手続のオンライン利用率3%を目指しているところ、国税申告手続に関する事務のうち所得税申告書等の收受に伴う事務や、それらの入力、データ補正に必要な事務について国税局の定員を26人合理化する。	3、4
13	研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	税務大学校について、内部管理業務の見直し等により事務の合理化を行うほか、部の所掌事務及び研修運営方法の見直しを行い、研修実施体制の効率化・合理化を図ることにより、平成19年度に定員を3人合理化する。	7
14	その他国税局における業務の簡素化・見直しによる効率化・合理化	以上の取組に加え、事務運営の見直し等、その他事務・事業の効率化・合理化の推進を図ることにより、平成18年度に定員を1,051人、19年度に229人合理化（申告書全件入力に伴う申告書編てつ事務、期限付酒類小売業免許事務、税務調査のための準備事務、調査関係書類作成事務の見直し、公示制度廃止に伴う事務削減など）することを含め、22年度末までに定員を4,098人以上（うち、783人については財務省事項9、10、11、12の合理化の再掲）合理化する。	3

事項名	内容	主な該当箇所
15 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>事務の見直し、アウトソーシング等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「財務省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づきLANの統合及び統一基準に基づく運用管理を実施する。</p> <p>「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（「統計調査等業務」、「外郵輸入事務電算処理システム」を含む。）に基づき国際化・電子化の推進、審査・検査事務の効率化等を実施する。</p> <p>「財政融資資金関連業務の業務・システム最適化計画」に基づきオンラインシステムに接続する際に既存の財務省インターネット汎用受付口の利用を可能とすること等により、手続の電子化・自動化の対象となる貸付先等の範囲のより一層の拡大を図り業務の効率化を推進する。</p> <p>「共同利用電算機の業務・システム最適化計画」に基づき数値解析業務・システム、税込見積業務・システム、税額表作成業務・システムのオープン化を実施する。</p> <p>「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づく、金融庁業務支援統合システム（仮称）の構築等により、平成21年度以降、業務処理時間の短縮を実施する。</p> <p>「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」のデータ徴求をXBRL（eXtensible Business Reporting Language：財務情報を効率的に利用可能なコンピューター言語）化することによる業務処理時間の短縮を実施する。</p> <p>「国税関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき税務相談の電話相談センターへの集中化や、税務署において賦課事務と徴収事務の各々の部門で所掌し処理している内部事務の一元化等の施策を実施する。</p> <p>以上の取組により、18年度に定員を212人、19年度に216人（財務省事項3、5、9、11の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を1,296人合理化する見込みである。</p>	4

【文部科学省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 本省におけるアウトソーシング等による効率化	文部科学省行政効率化推進計画に沿って、庁舎管理業務（警備・清掃）、受付・案内業務、ホームページの作成、情報システム（庁内LAN）管理業務、研修業務、統計調査業務、公用車関係業務（運転業務）、電話交換業務、大規模な会議の運営等について外部委託を図り、平成19年度においては定員を9人合理化する。	5
2 公共事業関連業務の見直し（文教施設関連業務）	技術的基準の簡素化や学校等の施設整備業務の実施体制の見直しによる事務等の合理化を図り、平成19年度においては大臣官房文教施設企画部の定員を3人合理化する。	7
3 国立大学法人関連業務（財務・会計、評価等）の効率化・合理化	平成16年4月の国立大学法人化後の財務・会計等国立大学法人関係業務について業務実施体制を見直して必要な効率化・合理化を図ることにより、17年度に定員を6人、18年度に2人合理化した。19年度以降も引き続き、業務の状況を踏まえて効率化を検討する。	7
4 水戸原子力事務所におけるアウトソーシングの推進等による効率化・合理化	水戸原子力事務所については、可能な範囲において、積極的に業務のアウトソーシングを進め、更なる効率化を図ることにより、平成22年度末までに定員を1人以上合理化する。	3
5 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>勤務時間管理や旅費、共済等の業務の一元化、人事異動関係業務の効率化等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「文部科学省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、平成20年1月の庁舎移転に合わせてインターネット接続回線の統合等ネットワーク構成の見直し、共通セグメントの整備、音声システムの最適化等を実施する。</p> <p>「研究開発管理業務の業務・システム最適化計画」（文部科学省分）に基づき、電子受付窓口（フロントオフィス）機能の整備による研究開発管理に係る書類のオンライン電子化、研究者番号の管理による不合理な重複及び過度の集中の有無の確認、総合科学技術会議への情報提供業務の効率化等を実施する。</p> <p>「本省情報基盤システムの業務・システム最適化計画」（「統計調査等業務」を含む。）に基づき、実査集計業務等の見直しを行うとともに各府省共同利用型オンライン調査システムの利用等により業務の効率化・合理化を図る。</p> <p>以上の取組により、18年度に定員を14人、19年度に14人合理化することを含め、22年度末までに定員を32人合理化する見込みである。</p>	4
6 法令に基づくすべての行政手続の簡素化・合理化	これまでに申請・届出等手続の簡素化・合理化計画に基づいて添付書類の一部廃止、変更手続の簡素化等の措置を講じてきたほか、平成17年度末までに公益法人等改革に伴い文部科学省認定技能審査制度を廃止した。19年度以降についても、引き続き、政府全体の取組を踏まえながら更なる行政手続の簡素化・合理化についての検討を進める。	4
7 特別会計改革による事務・事業	「電源開発促進対策特別会計」について、平成19年度における「エネルギー対策特別会計（仮称）」	7

事項名	内容	主な該当箇所
の合理化・効率化	への統合等の特別会計改革に伴い、「特別会計に関する法律案（仮称）」において規定される情報開示等の新たな業務に対応しつつ、今後とも事務の効率化・合理化に努める。	
8 研究施設の組織・運営の効率化・合理化	研究所の使命を具現化した中期目標中の「研究所の活動を着実に遂行するための運営体制の構築」に基づき事務組織の効率化・合理化に努めるとともに、事務・事業の不断の見直しを行うこと等により、平成19年度においては国立教育政策研究所及び科学技術政策研究所の定員を4人（うち、1人については文部科学省事項5の再掲）合理化する。	7
9 三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	三位一体の改革の一環として行った補助金の廃止等に伴って、残る補助金業務を関連の係において他業務と併せて一元的に処理することにより、平成18年度に定員を2人、19年度に1人合理化する。	7

【厚生労働省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 本省におけるアウトソーシング等による効率化	警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務等については、技能・労務職員の新規採用を行わず、順次、民間委託に切り替えているところであり、引き続き平成19年度以降においては、宿舍整備工事の設計・工事監理業務や印刷・製本を外部業者に委託した刊行物等の梱包・発送について、外部委託を推進する。	5
2 地方厚生局の庶務一般業務、健康・福祉に係る業務等の実施体制の見直し	地方厚生局について、庶務一般業務や健康・福祉に係る業務等の実施体制の見直しによる合理化・効率化を行い、平成18年度に定員を13人、19年度に13人合理化することを含め、22年度末までに定員を52人以上合理化する。	3
3 ハローワーク関係及び労働保険（労災）関係の業務見直し等	① ハローワーク・労働保険（労災）関係17,178人について、次のとおり平成19年度に定員を180人合理化することを含め、22年度末までに定員を738人以上合理化する。 一 職業紹介関連業務について、市場化テストを含む民間委託により、19年度に97人合理化することを含め、22年度末までに501人合理化する（その他、18年度においては、パートタイム求職者に対する相談・紹介業務の非常勤化により35人合理化した。）。 ア 定型的な相談・問い合わせへの対応・案内業務 19年度に87人合理化することを含め、22年度末までに358人合理化 イ 市場化テストによる外部委託化 （ア）人材銀行 19年度に7人合理化することを含め、22年度末までに21人合理化 （イ）求人開拓 19年度に3人合理化することを含め、22年度末までに100人合理化 ウ 大都市部における集団セミナー・演習 22年度末までに22人合理化 一 労働保険の適用・徴収関連業務について、22年度末までにシステムの見直し等を進めつつ、国民の権利義務に直接の影響を与えない定型的な業務に係る外部委託化・非常勤化等を段階的に実施す	2、3、5

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>ることにより、19年度に69人合理化することを含め、22年度末までに171人合理化する。また、社会保険との共通滞納事業所に係る滞納整理の一元的な実施により、19年度に9人合理化することを含め、22年度末までに31人合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 雇用保険三事業について、助成金の審査・支給業務の在り方を見直し、情報システムの活用等による業務の効率化を行うことにより、19年度に5人合理化することを含め、22年度末までに35人合理化する。 <p>② 以上のほか、次の合理化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 職業紹介業務について、経済社会情勢の変化に応じて、民間参入の拡大や民間委託等を推進する。 － 行政改革推進法も踏まえ、雇用保険三事業について抜本的な見直し作業を行う。この結果、都道府県労働局で支給している助成金の支給業務等定員に関連する事業を廃止又は見直した場合には、関連する定員についても見直しを行う。 － 社会保険・労働保険の適用・徴収業務について、統合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する。 	
4 労働基準監督署・公共職業安定所の再編	<p>労働基準監督署及び公共職業安定所については、経済社会情勢の変化等を踏まえ、業務量を勘案するほか、規制緩和等による状況の変化等に対応して組織の在り方について必要な見直しを引き続き行い、これまでの取組に加え、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50署所において整理合理化を行い、それに伴い定員を100人合理化する。</p> <p>18年度は、12労働局管内17署所の整理合理化を行い、定員を34人合理化したところであり、19年度は、13労働局管内23署所の整理合理化を行い、定員を41人合理化する。</p>	3
5 労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化、情報の共有及び外部情報収集の充実による監督・安全衛生業務の合理化	<p>労働基準関係業務について、労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化、情報の共有及び外部情報の収集の充実による監督・安全衛生業務の合理化により、平成22年度末までに都道府県労働局及び労働基準監督署の定員を4人合理化する。</p>	3
6 その他業務実施体制の見直し	<p>都道府県労働局等については、経理業務の見直し、IT化による業務の効率化等により、平成18年度に定員を438人、19年度に464人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,883人以上合理化する。</p>	3
7 民間開放等検疫所の業務の効率化・合理化	<p>「海外渡航者のための感染症情報（FORTH）」の運用管理の外部委託を始めとして、検疫所業務の民間委託を引き続き推進するとともに、海事職員における定年退職者の不補充及び輸入食品監視システム（FAINS）の更改を行うことに伴う中央情報管理部門の運用方法の変更等を行うことにより、平成18年度に定員を18人、19年度に19人合理化することを含め、22年度末までに定員を73人以上合理化する（うち、海事職員については、21年度末までに7人合理化する。）。</p>	3
8 国立高度専門医療センター関係	① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせる	2、6

事項名	内容	主な該当箇所
の業務見直し等	<p>よう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とすることとし、平成22年度において5,600人程度合理化する。</p> <p>② 以上のほか、次の合理化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 国立精神・神経センター国府台病院の売却については、19年5月の移譲に向けて、公募による移譲先の選定を行っていたが、純減計画により国立高度専門医療センターの22年度の独立行政法人化が決定したこと、公共調達における随意契約の見直しの方向性等を受け、移譲先の決定を見送ることとなったところ。今後、国立高度専門医療センターの非公務員型独立行政法人化の検討の中において、国立精神・神経センター国府台病院の在り方についても検討していく。 － 非公務員型独立行政法人化については、共通業務の合理化・効率化の観点を踏まえ、適切な法人形態の在り方について、19年度において検討する。非公務員型独立行政法人化後においては、法人形態の如何を問わず、中期目標の下で業務運営の効率化を進める。 	
9 国立高度専門医療センターの業務の効率化	<p>技能・労務職員等が携わっている事務・事業の合理化・効率化により、平成19年度に定員を57人合理化することを含め、21年度末までに定員を171人合理化する。</p>	7
10 社会保険庁関係の業務見直し等	<p>① 社会保険庁関係17,365人について、次のとおり平成18年度に定員を814人、19年度に796人合理化することを含め、22年度末までに定員を4,720人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）を受けて、20年10月に、現在社会保険庁が実施している政府管掌健康保険に係る業務を公法人（全国健康保険協会）に移管する。これにより、20年度において、定員を2,000人程度合理化する。 － 定型業務の外部委託化に加え、18年度は35か所、19年度以降は95か所の社会保険事務所において、国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務について市場化テストを実施することにより、18年度に定員を779人、19年度に178人合理化する。 <p>また、システムの刷新等による業務の効率化を進めるとともに、内部ガバナンスの強化等の必要な業務に要員をシフトすることにより、19年度に定員を618人合理化する。</p> <p>これらにより、22年度末までに2,720人以上合理化する。</p> <p>② 以上のほか、次の合理化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 社会保険・労働保険の適用・徴収業務について、統合的な情報システムを構築しつつ徴収事務の一元化等の取組を着実に進め、実施体制の効率化と利用者の利便性の向上を推進する。 <p>※ 社会保険庁については、今後、「社会保険庁改革の推進について」（平成18年12月14日与党年金制度改革協議会）を踏まえた改革の具体化に向け、所要の措置を講ずる。</p>	2、3、4、5、6
11 中央労働委員会事務局地方事務所におけるIT化等を含めた業	<p>平成18年度から内部検討会を開催し、地方調整委員によるあっせん、調停、不当労働行為事件処理に係る補助事務について、IT化等を含めた業務全般の効率化・合理化を行う。</p>	3

事項名	内容	主な該当箇所
務全般の効率化・合理化		
12 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>業務処理手順の簡素化、府省共通システムの導入、業務の集中化・一元化等により、内部管理業務を見直す。</p> <p>「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の府省別計画に基づき、平成18年度においては、雇用状況実態調査（職業安定局）及び年金数理基礎調査（年金局）を廃止したところであるが、引き続き統計調査の整理合理化を推進する。</p> <p>「厚生労働省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、中核LANシステムの更改による障害発生時における職員窓口の一元化・外注化等を実施する。</p> <p>「食品等輸入届出業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」及び「検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、輸入食品の安全性確保のための業務の効率化・合理化、航空機の検疫業務に係る手続のシステム化とワンストップ化等を実施する。</p> <p>「監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、免許管理業務の集中化、申告処理業務のシステム化等を実施する。</p> <p>「労災保険給付業務の業務・システム最適化計画」に基づき、労災保険給付の支払業務処理の本省集中化等を実施する。</p> <p>「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」に基づき、年度更新申告書のシステム入力処理の外部化等を実施する。</p> <p>「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、各種通知書の作成など手作業処理のシステム化等を実施する。</p> <p>「厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画」に基づき、データセンターによる一元的な運用・監視等を実施する。</p> <p>「原爆死没者追悼平和記念館運営業務の業務・システム最適化計画」に基づき、運営体制の効率的・合理的な見直しを実施する。</p> <p>「雇用均等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、ITの活用及び情報システムの合理的な整備・運用等の最適化を実施する。</p> <p>「職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、職業安定行政関係業務におけるデータ連携の強化等を実施する。</p> <p>「がん対策情報センター業務の業務・システム最適化計画」に基づき、多施設共同臨床試験支援業務の管理プロセスの集中化やがん登録のシステム化等を実施する。</p> <p>以上の取組により、18年度に定員を818人（うち、814人については厚生労働省事項10の合理化の再掲）、19年度に806人（うち、7人については厚生労働省事項6の、796人については厚生労働省事項10の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を3,333人（うち、4人については厚生</p>	4

事項名	内容	主な該当箇所
	労働省事項5の、231人については厚生労働省事項6の、2,720人については厚生労働省事項10の合理化の再掲) 合理化する見込みである。	
13 労働保険関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化	労働保険関係手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行うことにより、業務の合理化を推進する。	3、4
14 社会保険関係手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化	社会保険関係手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、電子申請を利用する者の利便性の向上を図る等、オンライン利用を促進するとともに、併せて、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の見直しを行う。	3、4
15 特別会計改革による事務・事業の合理化・効率化	厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金特別会計(仮称)とする。これに伴う会計事務の効率化等により、引き続き業務の効率化・減量化を図る。 船員保険特別会計において管理している事業については、平成22年度までに労災保険事業及び雇用保険事業に相当する部分をそれぞれの制度に統合するとともに、それ以外の部分を全国健康保険協会その他の公法人に移管すること、その他必要な措置を講じることにより効率化・合理化を図る。	3、6、7
16 研修・研究施設の組織運営の効率化・合理化	国立試験研究機関においては、管理部門を中心とした合理化を引き続き推進し、平成19年度に定員を20人合理化することを含め、22年度末までに定員を61人以上合理化する。 社会保険大学校については、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」における指摘等を踏まえ、組織・運営の効率化・合理化を図りつつも、19年度から通信研修を開始するなど、職員の資質向上のための研修機能の強化を図る。 看護研修研究センターについては、組織・運営の効率化・合理化を図りつつも、看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を行う国立の唯一の機関として、社会情勢等国民のニーズにも対応した研修を引き続き実施する。	7
17 統計業務の効率化・合理化	省庁再編に伴う統合メリットをいかした業務の集約化及び処理体制の見直し並びに民間委託の推進による合理化・効率化を引き続き推進し、平成18年度に定員を9人、19年度に8人(うち、2人については厚生労働省事項12の合理化の再掲) 合理化することを含め、22年度末までに定員を32人以上(うち、2人については厚生労働省事項12の合理化の再掲) 合理化する。	7
18 三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	地方公共団体を交付先とする補助金等の一部の執行事務を平成15年度から本省から地方厚生局に順次移管するとともに、補助金業務の見直しを図ることにより、17年度に地方厚生局の定員を18人合理化した。	3、7

【農林水産省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 本省におけるアウトソーシング等による効率化	農林水産省行政効率化推進計画に沿って、庁舎管理業務情報システム（庁内LAN）管理業務、研修業務、公用車関係業務、電話交換業務等について外部委託を図り、平成19年度に大臣官房の定員を5人合理化する。20年度以降も引き続きアウトソーシング等による効率化による定員の計画的な合理化を図る。	5
2 農林統計等関係の業務見直し等	<p>① 農林統計部門4,132人について、平成18年度に定員を230人、19年度に442人合理化することを含め、次のとおり22年度末までに定員を1,904人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 実地調査の原則廃止により22年度末までに1,167人合理化 － 企画・取りまとめ業務の合理化により22年度末までに538人合理化 － 管理業務の合理化により22年度末までに199人合理化 <p>② 情報部門876人について、業務内容の重点化により18年度に定員を30人、19年度に113人合理化することを含め、22年度末までに定員を502人以上合理化する。</p> <p>③ 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 農政改革の進展に応じて、個々の統計調査の必要性や情報業務の内容を不断に見直す。その一環として、職員による実地調査として残る統計調査の調査員調査、郵送調査への移行を進め、一層の減量・効率化を推進する。 － 22年度末までの定員合理化を踏まえて、関連組織の整理合理化を行う。 	2、3、4
3 食糧管理等関係の業務見直し等	<p>① 食糧管理部門3,297人について、平成18年度に定員を222人、19年度に364人合理化することを含め、次のとおり22年度末までに定員を1,647人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務に係るシステムの最適化により22年度末までに266人合理化 － 農産物検査業務についての国の関与の縮減により22年度末までに123人合理化 － 米穀の生産調整及び米麦の生産・流通調査業務の調査方法等の見直しにより22年度末までに921人合理化 － 管理業務の合理化により22年度末までに337人合理化 <p>② 消費・安全部門4,096人について、18年度に定員を19人、19年度に135人合理化することを含め、次のとおり22年度末までに定員を549人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 食品表示監視業務について実施方法等の見直しにより22年度末までに314人合理化 － 食品価格・需要動向調査業務の調査方法の見直しにより22年度末までに47人合理化 － 管理業務の合理化により22年度末までに188人合理化 <p>③ 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 米政策改革や農政改革の進展に応じて、仕事のやり方自体を含めて不断に業務見直しを行う。その一環として、主要食糧の備蓄運営・国家貿易業務、農産物検査及び米穀の生産調整業務につい 	2、3、4

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>て、一層の減量・効率化を推進する。</p> <p>－ 22年度末までの定員合理化を踏まえて、関連組織の整理合理化を行う。</p>	
4 地方農政局の公共事業関連業務を始めとする業務の効率化	<p>公共事業関連業務を始めとする業務の効率化・合理化を図ることにより、農林統計等関係及び食糧管理等関係の業務見直し等による定員の合理化のほか、平成18年度に地方農政局の定員を120人、19年度に120人合理化することを含め、22年度末までに定員を480人以上合理化する。</p> <p>上記の取組のうち、公共事業関連業務については、事業費の減少に応じた業務のスリム化や業務の効率化の推進を図ってきており、今後とも地方農政局における国営事業の円滑な推進を図るため、アウトソーシングや電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を始めとした事務処理のIT化等を引き続き推進し、効率的な業務の執行に努めることにより、18年度に定員を65人、19年度に65人合理化する。</p>	3、4、5
5 検疫業務の民間委託等による業務の効率化	<p>動物検疫業務及び植物検疫業務について、最適化計画に基づくシステムの運用業務等の外部委託等を進め、平成18年度に植物防疫所の定員を7人、動物検疫所の定員を3人、19年度に植物防疫所7人、動物検疫所3人合理化することを含め、22年度末までに植物防疫所の定員を27人以上、動物検疫所の定員を10人以上合理化する。</p>	3、4
6 動物医薬品検査所における検査検定業務等の効率化	<p>検査検定業務の減量・効率化を図ること等により平成18年度に定員を2人、19年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人以上合理化する。</p>	3
7 森林管理関係の業務見直し等	<p>① 森林管理関係5,264人について、平成18年度に定員を93人、19年度に92人合理化することを含め、次のとおり22年度末までに定員を2,410人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 業務の効率化により22年度末までに440人合理化 － 人工林の整備、木材販売等の業務の非公務員型独立行政法人への移行により22年度末までに1,970人合理化 <p>② 以上のほか、次の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 独立行政法人への移行後の国及び独立行政法人の具体的組織体制については、十分に精査し効率化を図る。 － 区分経理の在り方など今後の特別会計改革において検討される事項についての結論を踏まえ、更に定員の合理化を図る。 	2、3、6、7
8 漁業調整事務所の業務実施体制の見直し	<p>内部管理業務の見直し等の業務実施体制の見直しにより、平成18年度に定員を2人、19年度に2人合理化することを含め、22年度末までに定員を6人以上合理化する。</p>	3
9 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>業務の効率化、民間委託の推進等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づきLANシステムの故障等の縮減と故障対応に必要な業務処理時間の短縮等を実施する。</p> <p>「動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システムの最適化計画」に基づき電子申請の推進、データベース等の構築・活用等を実施する。</p>	4

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>「総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システムの最適化計画」に基づき業務間でのデータ連携を通じたデータ重複入力等の排除、手作業及び紙媒体による業務の電算処理化等を実施する。</p> <p>「国有林野事業関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき情報を蓄積・整理、活用する機能の強化による企画立案の高度化や事業結果の分析・評価等を実施する。</p> <p>「農林水産省共同利用電子計算機システムに係る業務・システムの最適化計画」（「統計調査等業務」を含む。）に基づき農林水産統計の見直しに沿ってデータの一元管理、サーバの集約、システムの管理・運用業務のアウトソーシング等による業務の簡素化を実施する。</p> <p>「生鮮食料品流通情報データ通信システムに係る業務・システムの最適化計画」に基づき業務の廃止等の見直しを行うとともに、インターネットを利用した情報収集やシステムのオープン化等による業務の簡素化を実施する。</p> <p>以上の取組により、平成18年度に定員を359人（うち、237人については農林水産省事項2（230人）、事項7（7人）の合理化の内数）、19年度に382人（うち、260人については農林水産省事項2（230人）、事項3（30人）の合理化の内数）合理化することを含め、22年度末までに定員を1,640人（うち、976人については農林水産省事項2（925人）、事項3（30人）、事項5（14人）、事項7（7人）の合理化の内数）合理化する見込みである。</p>	
10 特別会計改革による事務・事業の合理化・効率化	<p>平成19年度に食糧管理特別会計及び農業経営基盤強化措置特別会計を統合する。これにより、特別会計内の資金繰りの効率化等を通じ事務事業の効率化を図る。</p> <p>森林保険特別会計については、20年度までに、独立行政法人化を検討するものとする。</p>	3、6、7
11 研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	<p>① 農林水産政策研究所については次のとおり合理化等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 課の廃止・統合により総務・企画系統のスリム化、研究課題に機動的かつ弾力的に対応するために、部室制からグループ制へ研究部門の再編成を内容とする組織再編を平成19年度に実施する。これにより、19年度に農林水産政策研究所の定員を2人合理化する。20年度以降も引き続き、業務の合理化等により定員の計画的な合理化を図る。 － これまで実施してきている評価に加え、同研究所の設置目的に沿って、研究成果の政策への反映に努め、その実績について毎年度把握するとともに、外部有識者による厳格な評価を3年ごとに受けて、その結果を公表する。 <p>② 内部管理業務の見直し等により、19年度に農林水産研修所の定員を1人、森林技術総合研修所の定員を1人合理化する。引き続き、内部管理業務の見直し、アウトソーシングの積極的な推進等、徹底的な見直しを行い、業務実施体制の効率化・合理化を図る。</p>	7
12 三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	<p>三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化により、平成18年度までに定員を10人合理化した。</p>	7

【経済産業省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	経済産業局における業所管行政の見直し、事後チェック型行政への移行による業務の効率化・合理化	業所管行政について、規制改革の進展等を見据えながら積極的に見直しを行い、平成18年度に定員を2人合理化した。19年度は、ガス業に係る事務の体制を見直すことにより、経済産業局の定員を1人合理化する。20年度以降も、引き続き事後チェック型行政への移行を見据えた減量・効率化を進める。	3
2	経済産業局における内部管理業務の見直し	地方支分部局における内部管理業務については、本省の取組と併せて、ITの活用等によって効率化を図ることとし、平成18年度に定員を3人、19年度に5人合理化する。 また、電話交換業務及び公用車運転業務並びに庁内管理業務などの技能・労務職員を退職後不補充とすることにより、18年度から22年度末までに定員を16人合理化する。	3、4
3	経済産業局における補助金配分業務の整理等地域振興関連業務の見直し	三位一体の改革により小規模企業等活性化補助金等の自治体向け補助金を廃止し、平成18年度において定員を1人合理化した。	3
4	経済産業局における申請受理業務等のITの活用による合理化	オンライン申請率の向上に合わせ、貿易管理業務の一層の合理化に努めるなど、必要な見直しを行う。	3、4
5	経済産業局における調査・統計関連業務の外部委託・合理化	業務実施体制の見直し等により、平成18年度に定員を3人合理化した。19年度は調査等に係る定員を6人合理化する。今後も、必要な見直しを行う。	3
6	経済産業局における業務実施体制の見直し	上記事項を含め、経済産業局における業務実施体制の見直しを行い、平成18年度に定員を66人（うち、9人については経済産業省事項1、2、3及び5の合理化の再掲）、19年度に57人（うち、12人については経済産業省事項1、2及び5の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに経済産業局の定員を190人（うち、16人については経済産業省事項2の合理化の再掲）以上合理化する。	3
7	産業保安監督部における事後チェック型行政への移行	鉱山保安法の改正により、機械器具等の検定を廃止し、工事計画や保安規程を認可制から届出制とするなど、鉱山保安規制の体系が事前規制型から事後チェック型へ移行したこと、これまで経済産業局で実施してきた産業保安業務の要員について監督部に移管したこと等から、効率的かつ実効的な事後規制の在り方を含めて、監督部の業務の実施体制の見直しを行い、平成18年度に定員を10人、19年度に9人合理化することを含め、22年度末までに定員を45人以上合理化する。	3
8	内部管理業務の効率化・合理化	内部管理業務の合理化については、積極的な改革を行うために一定の目標をあえて設定することが有効であるとの認識の下、平成16年中に決定された内部管理業務に係る業務・システム最適化計画（人事・給与等、共済、物品調達等）の内容を踏まえつつ、同年12月に、本省内部部局及び外庁の内部管理業務に係る定員を20年度までに40%程度（115人）削減することを目標とした年度別の行動計画を策定した。 同計画を踏まえ、内部管理業務の効率化により、18年度までに定員を38人合理化したところであり、19年度は、本省内部部局の定員を19人、資源エネルギー庁内部部局の定員を4人、原子力安全・保安院	3、4

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>の定員を9人、特許庁の定員を3人、中小企業庁の定員を2人の計37人合理化する。さらに、20年度に残る40人を合理化し、同計画を踏まえた内部管理業務要員の合理化を着実に実施する。</p> <p>また、地方支分部局においても、本省の取組と併せて、ITの活用等によって内部管理業務の効率化を図り、19年度は経済産業局の定員を5人（経済産業省事項2の合理化の再掲）合理化する。</p>	
9 業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>情報・手続の電子化及び処理の自動化等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」の府省別計画に基づき、統計業務ごとに整備されている現行の業務・システムの構成の抜本的な見直し等を実施する。</p> <p>「特許庁業務・システム最適化計画」に基づき、業務・システムの見直しを行うとともに、平成23年1月以降、出願人が手続書類を作成する際に、既に特許庁に提出した情報を自動的に反映させるインタラクティブ申請（申請書作成支援）の実現等を実施する。</p> <p>「工業標準策定業務」業務・システム最適化計画」に基づき、規格制定プロセスにおける決裁の簡略化、オンラインマニュアルの導入等、規格策定及び制度運用に係る業務・システムを効率化・高度化・合理化等を実施する。</p> <p>「貿易管理業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」に基づき、申請者等へのインターネットによる情報提供の充実、問い合わせ対応窓口の設置、システムの改善による申請書作成支援機能、審査支援機能の高度化等を行い、オンライン申請率の向上（22年度50%以上）、審査業務の効率化等を実施する。</p> <p>「経済産業省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、経済産業局における電子データのバックアップ業務の集約化、サーバーの拠点集約による運用保守業務の効率化等を実施する。</p> <p>以上の取組により、18年度に定員を16人、19年度に42人（経済産業省事項8の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を146人合理化する見込みである。</p>	4
10 特許審査の周辺業務の効率化	<p>特許審査の周辺業務について、引き続き専門性の高い非常勤調査員を拡充することにより、業務の効率化を図る。</p> <p>特許性の判断に必要な先行技術調査については、民間外注の拡大を図るため、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を改正し、外注先についての公益法人要件の撤廃及び指定制から登録制への移行を行い、株式会社を含む4機関を登録調査機関として登録した。</p> <p>今後とも、登録調査機関の新規参入を促進するとともに、外注件数の更なる拡充を図る。</p> <p>また、出願人が行う先行技術情報の開示を徹底させる等により、特許審査の効率化に取り組む。</p>	7
11 事後チェック型行政への移行	<p>業所管行政について、規制改革の進展等を見据えながら引き続き積極的に見直しを行う。</p> <p>平成19年度は業実態把握に関する業務の合理化により、本省内部部局の定員を1人合理化する。</p> <p>20年度以降も、引き続き事後チェック型行政への移行を見据えた減量・効率化を進める。</p>	7
12 統計調査の合理化等	<p>経済センサスの創設について、「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会決定）における経済センサスの枠組み及びこれに関連する既存大規模統</p>	7

事項名	内容	主な該当箇所
	計調査等の統廃合、簡素・合理化についての結論に基づき、商業統計調査、工業統計調査について簡素・合理化を図る（商業統計調査については、21年調査は廃止、24年調査は実施年を25年とした上で標本化の可能性を検討する。工業統計調査については、22年を除き毎年実施し、23年調査の実施後、工業統計調査は全数調査を行わず、裾切り調査又は標本調査の可能性を検討し、併せて、調査事項の簡素化を図る。）とともに、既存統計調査業務全般を見直し、効率化・合理化を図る。 19年度は統計調査に係る業務の民間委託等による業務の効率化により、本省内部部局の定員を8人合理化する。	
13 特別会計の統合による事務・事業の効率化・合理化	平成19年度において、「電源開発促進対策特別会計」と「石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計」を統合することに伴い、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を受けて「特別会計に関する法律案（仮称）」において規定される情報開示等の新たな業務に対応しつつ、事務・事業の効率化・合理化を図る。	7
14 研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	経済産業研修所の行う国・自治体職員等向けの研修業務の実施に当たっては、既存業務の更なる見直しによる業務の合理化を行うほか、アウトソーシング等について積極的に検討し、効率的な運営に努める。	7
15 三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	三位一体の改革による小規模企業等活性化補助金等の自治体向け補助金を廃止し、平成18年度までに定員を8人（うち、1人については経済産業省事項3の合理化の再掲）合理化した。	3、7

【国土交通省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 本省庁におけるアウトソーシング等による効率化（本省、気象庁本庁、海上保安庁本庁）	国土交通省行政効率化推進計画に沿って、庁舎管理業務、公用車関係業務及び電話交換業務等について外部委託を図ることにより、平成19年度に内部部局の定員を5人合理化する。20年度以降も引き続きこのような取組により定員の計画的な合理化を図る。	5
2 海図作成業務の見直しによる業務の効率化・合理化（海上保安庁）	海図作成については、平成18年度末までに海図作成用のフィルム原版のデジタル化が終了することを踏まえ、海図作成業務の見直しを行うことにより、19年度に定員を8人合理化する。	7
3 官庁営繕関係の業務見直し等	官庁営繕関係1,199人について、次のとおり、平成18年度に定員を17人、19年度に26人合理化することを含め、22年度末までに定員を122人以上合理化する。 － 「保全業務支援システム」の利用促進等により、18年度に4人、19年度に13人合理化することを含め、22年度末までに65人合理化 － 位置・規模・構造の基準の設定等に関する基礎的調査業務の民間委託の拡充により、18年度に9人、19年度に10人合理化することを含め、22年度末までに36人合理化	2、3、4、5

事項名	内容	主な該当箇所
	<ul style="list-style-type: none"> 国家機関の建築物の企画・調整に関する業務の企画段階における関係機関との調整の充実強化、入札契約の運用に係るマニュアル化の促進により、18年度に4人、19年度に3人合理化することを含め、22年度末までに21人合理化 	
4 官庁営繕関係の見直しに伴う機構面の整理合理化	官庁営繕について、事務事業の見直し、定員の合理化に併せて、機構面における整理合理化を実施する。平成19年度においては、関東地方整備局営繕部の2課を廃止する。	2、3
5 地方整備局における公共事業に係る民間委託の徹底、短時間再任用制度の活用、事業費の減少に応じた業務のスリム化及び業務執行体制の見直しによる効率化推進、事務所、出張所等について、統廃合等の組織の見直しを含めた業務執行体制の見直し	<p>公共事業に係る各種調査業務、設計業務等に係る民間委託の徹底、再任用短時間勤務職員制度の活用を図ることにより、平成18年度に定員を477人、19年度に500人（うち、14人については国土交通省事項3の合理化の再掲）合理化する。</p> <p>さらに、事業費の減少に応じた業務のスリム化や業務の効率化の推進、公共事業に係る業務執行体制の見直し等を推進すること等により、上記民間委託等によるものを合わせて22年度末までに定員を1,761人以上合理化する。</p> <p>なお、この一環として、事務所、出張所等については、事業の進展、所管施設の管理の在り方、特別会計改革の動向等を踏まえつつ、20年度を目途として、統合、廃止及び合理化の具体的方策を取りまとめ、その結果に基づく業務執行体制の見直しを行う。</p>	3、5
6 港湾事務所等における庁舎・宿舎等改良補修業務に係る事務の民間委託等	地方整備局の港湾事務所等において、庁舎・宿舎等改良補修業務に係る事務の民間委託等による合理化を推進することにより、平成18年度に定員を3人、19年度に1人合理化することを含め、22年度末までに定員を5人合理化する。	3、5
7 環境整備船が行う一般海域のゴミ・油の回収作業の委託化	環境整備船が行う一般海域のゴミ・油の回収作業については、可能なものから順次委託運航を推進することにより、平成19年度に地方整備局の定員を2人合理化することを含め、22年度末までに定員を8人合理化する。	3、5
8 北海道開発関係の業務見直し等	<p>① 北海道開発関係6,283人について、次のとおり、平成18年度に定員を155人、19年度に184人合理化することを含め、22年度末までに定員を1,003人以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所・事業所等の統廃合の推進、開発建設部の内部組織の統合等、組織体制・業務処理体制の抜本的見直しにより、18年度に115人、19年度に72人合理化することを含め、22年度末までに355人合理化 現場技術業務、道路巡回業務等の民間委託を大幅に拡大することにより、18年度に40人（うち、2人については国土交通省事項3の合理化の再掲）、19年度に112人（うち、2人については国土交通省事項3の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに400人合理化 札幌開発建設部と石狩川開発建設部を統合し、内部管理部門を合理化することにより、22年度末までに50人合理化 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の施行及び北海道による所定の事業の委譲受入れにより、22年度末までに60人合理化 防災・技術センター等で実施している技術開発関連業務等を独立行政法人土木研究所に移管する 	2、3、4、5、6

事項名	内容	主な該当箇所
	ことにより、22年度末までに138人合理化 ② 以上のほか、今後とも統合等による組織のスリム化等の体制の見直しを検討する。	
9 北海道開発関係の見直しに伴う 機構面の整理合理化	事務事業の見直し、定員の合理化に併せて、機構面での整理合理化を実施する。 特に、事務所・事業所等については、平成18年度に9か所、19年度に12か所削減することを含め、22年度末までに34か所削減する。	2、3
10 自動車登録関係の業務見直し等	① 自動車登録関係930人について、次のとおり、平成18年度に定員を50人、19年度に49人合理化することを含め、22年度末までに定員を138人以上合理化する。 － 登録事項等証明書の交付業務について、民間委託により19年度に1人合理化することを含め、22年度末までに10人合理化 － 登録事項等証明書の交付業務以外の登録業務について、業務の効率化により、18年度に40人、19年度に44人合理化することを含め、22年度末までに108人合理化 － 回送運行許可等の自動車登録関係業務について、業務の効率化により、18年度に10人、19年度に4人合理化することを含め、22年度末までに20人合理化 ② 18年度から22年度までは、新規増員要求を行わない。 ③ 以上のほか、自動車保有関係手続のワンストップサービスについては、既に一部地域で稼働している新車新規登録について、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進め、18年度に定員を40人合理化（再掲）することに加え、20年度末までに他の登録等のオンライン化の全国への拡大を目指すこととしており、その利用率の向上に努め、引き続き業務の効率化について検討を進め、着実に定員の合理化を図る。	2、3、4、5
11 自動車登録関係の見直しに伴う 機構面の整理合理化	運輸支局等について、自動車登録関係の事務事業の見直し及び定員の合理化に併せて、内部組織の合理化などの整理合理化を実施する。この一環として、平成18年度において、運輸支局等の課を廃止しスタッフ制を導入した。	2、3
12 港湾運送事業等に係る規制緩和 による減量・効率化	主要9港以外の地方港について港湾運送事業に関する需給規制を廃止する等引き続き規制緩和に取り組み、これまで規制緩和を進めてきた分野を含め、規制緩和の趣旨にのっとり規制に係る手続、運用その他の業務を見直し、効率化を進める。	3
13 船舶検査における民間能力の一 層の活用、船舶検査官等の統合 による業務効率化	船舶検査において登録機関制度や事業場認定制度の活用により民間能力の一層の活用を推進するとともに、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（技術）を統合し業務の一層の効率化を進める。	3、5
14 新勤務体制の導入による要員配 置の合理化	管制業務については、24時間運用官署における新勤務体制の導入により要員配置の合理化を進め、平成18年度に関西空港事務所の定員を1人、19年度に中部空港事務所の定員を1人合理化する。	3
15 航空需要が少ない空港のRAG （リモート対空通信）化	運用業務については、航空の安全及び行政サービスの低下を来さないことを前提に、航空需要が少ない空港をRAG（リモート対空通信）化することにより業務の効率化を図ることとし、平成18年度に壱岐空港及び福井空港をRAG化（空港出張所を廃止）すること等により定員を23人合理化することを含	3

事項名	内容	主な該当箇所
	め、22年度末までに定員を31人以上合理化する。 今後は、交通量の少ない（原則、航空機が輻輳しない）空港において、運航計画及び需要予測を慎重に考慮した上で、航空の運航の安全性が確保できる場合は、RAG化を実施し合理化する予定で検討する。	
16 航空管制運航情報官業務の集約化	第3種空港等の航空管制運航情報官について、対空援助業務と飛行場情報業務のない空港においては、運航援助情報業務（航空機の運航監視、飛行計画の受理・審査、航空情報の発行）を飛行援助センター及び航空情報センター（平成19年度新設）に集約・移行することにより、19年度に定員を20人合理化することを含め、22年度末までに定員を30人以上合理化する。	3
17 航空灯火・電気施設の運用管理業務の集約化	航空灯火・電気技術業務については、平成17年度から19年度にかけて、航空灯火・電気施設の運用管理業務を全国5か所（ブロック）に集約することにより業務の効率化を図り、18年度に定員を2人、19年度に3人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人以上合理化する。 また、ブロックに集約することにより、今後予定される静岡空港等の開港に伴う要員は配置せずに、ブロック官署で運用管理業務を行い定員増の抑制を図る。	3
18 航空交通管制のメンテナンス業務の民間委託等の推進	航空交通管制のメンテナンス業務については、施設の集約管理・巡回化の条件整備について平成20年度から着手するとともに、引き続き委託対象施設の拡大による施設の点検・保守作業の民間委託等を進め、19年度から30年度までに地方航空局及び航空交通管制部においておおむね600人の定員合理化を図ることとし、地方航空局において、18年度に定員を43人、19年度に48人合理化、航空交通管制部において、19年度に定員を6人合理化することを含め、22年度末までに航空無線標識所の廃止を含め定員を170人以上合理化する。	3、5
19 空港保安防災業務の民間委託等の推進	空港保安防災業務について、東京空港事務所の消防業務の民間委託等を図り、業務の効率化を行うことにより、平成19年度に定員を14人合理化する。	3、5
20 東京国際空港再拡張事業へのPFI導入による業務の効率化	東京国際空港（羽田）再拡張事業のうち国際線地区の整備については、平成21年中の供用開始に向け、引き続きPFI手法により民間活力を導入して整備することで、効率的な事業実施を図る。	3、5
21 その他公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化	地方航空局の公共事業については、工事費用等の積算方式の見直し等について導入を進めることとしており、平成18年度に準備した空港舗装の一部についての試行用実施要領に基づき、19年度中にユニットプライス型の積算による工事発注の試行を開始する。また、工事監督補助業務の民間委託については、一定規模・内容の工事について積極的に推進することとしており、19年度において空港除雪工事において試行範囲を拡大する。これらを通じて業務の効率化を具体化していく。	3、5
22 航空機検査の民間能力の一層の活用	航空機検査については、今後とも事業場認定制度の活用等による民間能力の一層の活用を推進するとともに、外国証明制度の活用等により業務の効率化を図る。	3、5
23 新管制卓の導入による管制業務の効率化	管制業務については、平成20年度以降、新管制卓を導入し、管制支援機能や業務の一部自動化及び新勤務体制の導入を行うことにより、サービスを低下させることなく管制業務の効率化を図り、22年度末までに定員を8人以上合理化することを含め、定員を80人程度合理化する。	3

	事項名	内容	主な該当箇所
24	小笠原総合事務所の組織の見直し	業務の効率的な実施の観点から、平成19年度に次長及び調査課を廃止する。また、今後、業務の実情等を踏まえ、必要に応じ、更なる業務の効率化を検討する。	3
25	国土地理院関係の業務見直し等	① 国土地理院797人について、次のとおり、平成18年度に定員を10人、19年度に15人合理化することを含め、22年度末までに定員を70人以上合理化する。 <ul style="list-style-type: none"> － 公共測量の指導・調整に関する業務の外部委託、測量成果に係る審査業務における第三者機関による検定の活用の拡充による業務の合理化により、19年度に4人合理化することを含め、22年度末までに20人合理化 － 地図の修正に係る基本情報調査業務等の外部委託を含む業務の合理化により、18年度に2人合理化することを含め、22年度末までに13人合理化 － GISの開発・導入等による業務の合理化により、18年度に4人、19年度に1人合理化することを含め、22年度末までに10人合理化 － 内部管理業務の電子処理の推進、業務処理の集中化等により、18年度に4人、19年度に10人合理化することを含め、22年度末までに27人合理化 ② 大規模災害等現状では予測し難い状況への対処を除き、22年度までは、新規増員要求を行わない。	2、4、5
26	船員労働委員会の組織・定員の合理化	船員労働委員会については、船員地方労働委員会事務局の要員配置を見直し、地方運輸局との兼務体制を図ること等により、平成18年度に定員を24人合理化した。	3
27	気象庁関係の業務見直し等	① 気象庁5,958人について、次のとおり、平成19年度に定員を3人合理化することを含め、22年度末までに定員を192人以上合理化する。 <ul style="list-style-type: none"> － 21年度を目途に気象研究所を非公務員型独立行政法人に移行することにより、174人合理化 － 解説業務の遠隔化及び観測業務の可能な限りの自動化を実施することにより測候所を原則廃止し、19年度に3人合理化することを含め、22年度末までに18人合理化 ② 以上のほか、機械化・自動化の進展等を反映した予報・観測業務の一層の効率化により、18年度に定員を34人、19年度に13人合理化する。また、20年度以降も引き続き機械化・自動化の進展を反映した予報・観測業務の効率化を進める。 ③ また、気象大学校について、気象業務評価の一環として、職員採用の考え方、カリキュラムの在り方など気象大学校における地方気象台の要員育成システムについての評価を実施し、18年度末を目途に評価結果を公表する。	2、3、6
28	気象庁関係の見直しに伴う機構面の整理合理化	管区気象台等について、事務事業の見直し、定員の合理化に併せて、46か所ある測候所の原則廃止等の機構面における整理合理化を実施する。平成18年度においては5か所を廃止し定員を35人合理化するとともに業務の見直しにより定員を13人、19年度においては13か所を廃止し、定員を91人合理化するとともに、業務の見直しにより定員を15人合理化する。	2、3
29	船舶自動識別装置（AIS）導入等による海上交通管制業務の	SOLAS条約に基づき、今後平成20年までの間に国際船舶や旅客船に対する船舶自動識別装置（AIS）の搭載が義務付けられることを踏まえ、21年度末までに海上交通センターの航行管制業務の見直	3

	事項名	内容	主な該当箇所
	見直し	しを行い、要員配置の合理化を進める。	
30	水路観測所業務の見直し	水路観測所については、白浜水路観測所の廃止により、平成18年度に定員を3人合理化するとともに、19年度以降、現在、星食観測業務により得ている観測データ等を外部から入手できるよう関係機関との調整を進め、20年度までに、星食観測業務のみを行う美星水路観測所を廃止するとともに、下里水路観測所について、星食観測業務の廃止を行い、定員配置の合理化を行う。	3
31	航路標識の保守業務の民間委託化	海上保安庁の航路標識の保守業務については、安全性・経済性を勘案しつつ、灯台見回り船の廃止に合わせ平成18年度に定員を6人合理化するとともに、18年度末までに基本計画を作成し、条件の整ったものから順次民間委託化を進めることにより、業務の効率化及び要員配置の合理化を行うこととし、19年度に定員を32人合理化する。	3、5
32	その他地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台等、管区海上保安本部における業務の効率化・合理化	業務の効率化・合理化により、平成18年度に地方運輸局において58人、地方航空局において31人、航空交通管制部において28人、管区气象台等において36人、管区海上保安本部において201人、19年度に地方運輸局において67人、地方航空局において41人、航空交通管制部において12人、管区气象台等において2人、管区海上保安本部において189人定員を合理化する。 上記及び国土交通省各事項の取組を含め、22年度末までに地方運輸局において442人以上（うち、138人については国土交通省事項10の合理化の再掲）、地方航空局において373人以上（うち、245人については国土交通省事項14～19の合理化の再掲）、航空交通管制部において59人以上（うち、17人については国土交通省事項17、18、23の合理化の再掲）、管区气象台等において388人以上（うち、219人については国土交通省事項27、28の合理化の再掲）及び管区海上保安本部において810人以上（うち、41人については国土交通省事項30、31の合理化の再掲）の定員を合理化する。	3
33	業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務の集約化やアウトソーシング、業務処理システムの最適化等により、内部管理業務を見直す。 「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」の府省別計画に基づき、船舶船員統計調査及び海難統計調査を廃止したところである。今後も、交通運輸統計の抜本的見直しを行うとともに、その他既存統計について統計事務の効率化、民間委託化を実施する。 「国土交通省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、ネットワーク周辺機器の統合化等による省内ネットワーク運用管理の効率化を実施する。 「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画」に基づき、港湾手続関係業務の効率化・合理化を実施する。 「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の業務・システム最適化計画」（国土交通省分）に基づく電子契約システム等の導入等による契約事務の効率化・簡素化を実施する。 「自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）業務・システムの最適化計画」に基づき、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による自動車登録業務の効率化を実施する。 「気象資料総合処理システム等の最適化計画」に基づき、最新の情報通信及び情報処理技術を導入し	4

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>たシステムを整備することにより、気象資料総合処理システム等の効率化を実施する。</p> <p>「汎用電子計算機システム業務・システム最適化計画」に基づき、汎用電子計算機システムを廃止したところである。引き続き、各個別業務に係るシステム関連業務の効率化を実施する。</p> <p>「共用電子計算機システム（つくば地区旭庁舎）業務・システム最適化計画」に基づき、平成17年12月にネットワーク機器の統合・廃棄を主とした新システムを導入し、システムの借上げ費用の削減によるネットワーク運用保守業務の効率化を実施した。</p> <p>「海上保安における船舶動静情報活用業務の業務・システム最適化計画」に基づき、情報を最大限に活用できるシステムを整備することにより、情報共有等に係る業務の効率化・合理化を実施する。</p> <p>「地震津波監視等業務・システム最適化計画」に基づき、最新の情報通信及び情報処理技術を導入したシステムを整備することにより、地震津波監視等業務の効率化・合理化を実施する。</p> <p>「地域気象観測業務・システム（アメダス）最適化計画」に基づき、最新の情報通信及び情報処理技術を導入することにより、地域気象観測業務・システムの効率化を実施する。</p> <p>以上の取組により、平成18年度に定員を197人（うち、24人については国土交通省事項5の、23人については国土交通省事項8の、3人については国土交通省事項25の合理化の再掲）、19年度に211人（うち、53人については国土交通省事項5の、8人については国土交通省事項8の、8人については国土交通省事項25の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を855人合理化する見込みである。</p>	
34 道路運送車両法に係る登録等の申請手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化	<p>道路運送車両法に係る登録等の申請手続関係手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、既に一部地域で稼働している新車新規登録について、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進め、18年度に定員を40人（国土交通省事項10の合理化の再掲）合理化することに加え、20年度末までに他の登録等のオンライン化の全国への拡大を目指すこととしており、その利用率の向上に努め、引き続き業務の効率化について検討を進め、着実に定員の合理化を図る。</p>	3、4
35 海技免状及び小型船舶操縦免許証の更新に係る申請手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化	<p>海技免状及び小型船舶操縦免許証の更新に係る申請手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、申請の8割を占める海事代理士が大量の申請を一括して行えるようなシステムに改修することにより、利用率の向上を図り、引き続き業務の効率化・合理化について検討する。</p>	3、4
36 港則法の届出等に係る申請手続のオンライン利用促進による業務の効率化・合理化	<p>港則法の届出等に係る申請手続については、平成17年度末に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、22年度までに港湾EDIシステムの利用率50%以上を達成させることにより、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務（港湾手続関係業務）」の業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化と併せて、定員を3人（国土交通省事項33の合理化の再掲）合理化する。</p>	3、4
37 特別会計改革による事務・事業の合理化・効率化	<p>空港整備特別会計については、平成20年度までに他の特別会計と統合し無駄の排除を行うとともに、将来において、独立行政法人化等について検討する。</p>	3、6、7

	事項名	内容	主な該当箇所
		また、自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、20年度に統合し無駄の排除を行う。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化について検討する。	
38	研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	内部管理業務の見直し等により、平成19年度に国土技術政策総合研究所の定員を5人（うち、4人については国土交通省事項33の合理化の再掲）、国土交通大学の定員を1人、航空保安大学の定員を2人合理化する。引き続き、研修・研究施設については、内部管理業務の見直し、アウトソーシングの積極的な推進等を行い、必要な合理化を検討する。 また、航空保安大学校においては、校舎及び学生寮の移転整備について、20年の移転実施に向け、引き続きPFI手法により民間活力を導入して整備することで、効率的な事業実施を図る。	7
39	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化により、平成18年度までに定員を14人、19年度に4人合理化する。	3、7

【環境省】

	事項名	内容	主な該当箇所
1	自動車運行管理業務のアウトソーシング	本省における自動車運行管理業務について、民間委託を推進することにより、業務の効率化・合理化を図ることとし、平成19年度は定員を1人合理化する。 なお、技能職員の採用は今後行わないものとする。	5
2	地方環境事務所における事務・事業及び組織の合理化等	廃棄物の不法投棄の現地調査に係る業務について再任用短時間職員の活用により、また、国立公園・各種保護区の管理に係る業務についてボランティアの協力、民間委託の推進を図ること等により、地方環境事務所全体での配置の見直しを行い、平成18年度に定員を10人、19年度に10人合理化することを含め、22年度末までに定員を39人以上合理化する。	3、5
3	国民公園管理業務のアウトソーシング	苑内施設の整備・管理等の国民公園管理事務所に係る管理業務について、絶滅危惧植物のうちランの保護増殖等業務の一部について愛好家を含む民間団体への委託を行うなど、可能な限り民間委託することにより、平成19年度に造園手を1人合理化することを含め、22年度末までに定員を7人以上合理化する。 なお、技能・労務職員の採用は今後行わないものとする。	3、5
4	業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	業務の集約化やアウトソーシング、業務処理システムの最適化により内部管理業務を見直す。 「環境省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、ネットワーク構成、機器、運用等の統合により、運用管理業務を効率化する。 以上の取組により、平成18年度に定員を2人、19年度に3人合理化することを含め、22年度末までに定員を10人合理化する見込みである。	4
5	特別会計改革による事務・事業	平成19年度において、「石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計」が「エネルギー対策特別	7

事項名	内容	主な該当箇所
の効率化・合理化	会計（仮称）」に統合されることに伴い、「特別会計に関する法律案（仮称）」において規定される情報開示等の新たな業務に対応しつつ、事務・事業の効率化・合理化を図る。	
6 研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	環境調査研修所の行う国・自治体職員向けの研修については、近年の環境行政の複雑化・専門化に対応した研修コースの新設・見直し等を行い、組織の膨張を来さないよう、業務実施体制の見直しを行っている。 研修業務の実施に当たっては、今後とも効率的な運営に努める。	7
7 三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化	三位一体の改革による補助金の廃止等に伴う関係部門の合理化により、平成18年度までに定員を3人合理化した。	7

【防衛省】

事項名	内容	主な該当箇所
1 防衛調達CALS／EC等の利用促進の徹底による事務全体の効率化	防衛調達業務の電子化システムにより調達業務の電子化を図る。また、同システムの利用による電子入札について、システムの改善、企業側ニーズの把握等により企業側の利用環境の向上を推進するとともに、ホームページ等による広報、説明会、講習会等の積極的な実施により利用を促進し、平成20年度以降、すべての中央調達において電子入札を行うことを目指し、業務の合理化・効率化を進める。	4
2 技能・労務職員の採用抑制、民間委託等の推進による合理化	技能・労務職員について、原則退職後不補充の方針を遵守しつつ、業務の効率化、民間委託等により、平成19年度に内部部局2人、防衛大学校2人、防衛医科大学校3人、防衛研究所1人、統合幕僚監部1人、陸上自衛隊73人、海上自衛隊30人、航空自衛隊53人、技術研究本部5人、防衛施設庁9人、合計179人合理化する。 20年度以降においては、引き続き業務の効率化を図りつつ、民間委託等の手法を最大限に活用することにより、新規採用を抑制し、技能・労務職員のより一層の定員の合理化に取り組み、22年度末までに内部部局5人、防衛大学校3人、防衛医科大学校4人、陸上自衛隊146人、海上自衛隊61人、航空自衛隊57人、技術研究本部2人、装備本部1人、防衛施設庁5人、合計284人以上合理化する。	3、5
3 インターネット等の活用による採用事務の効率化	ホームページ上に以下のような内容を始め採用情報をより多く掲載することにより、効率的、効果的な広報活動の推進及び採用業務の効率化を図る。 ① 試験実施結果、採用情報、パンフレット等 ② 業務説明会の内容（業務内容、Q & A等） ③ 大学、専門学校等における説明会情報	3
4 統合運用体制への移行に伴う合理化	統合運用体制への移行に伴う業務の合理化・効率化を進める。	7
5 防衛施設関係の業務見直し等	① 防衛施設関係3,103人について、厳格な定員管理及び次のような取組も通じて、平成18年度に定員	2、3、5

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>を67人、19年度に97人（うち、9人については防衛省事項2の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を311人（うち、5人については防衛省事項2の合理化の再掲）以上合理化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 防衛施設庁の防衛本省等への統合に伴う内部管理部門の合理化及び組織のスリム化等により、22年度末までに291人合理化 － 建設工事部門の積算補助業務について、民間委託により、22年度末までに20人（防衛省事項9の合理化の再掲）合理化 <p>② 以上のほか、統合による組織の更なるスリム化等の体制の見直しを検討する。</p>	
6 防衛施設局及び自衛隊各部隊地方組織等の見直し並びに組織改編に伴う合理化	<p>平成19年度において、装備本部地方支部及び防衛施設局を統合・再編するとともに、業務の合理化・効率化を図ることにより装備本部地方支部の定員を5人、防衛施設局の定員を55人（うち、3人については防衛省事項2の、55人については防衛省事項5の合理化の再掲）合理化する。</p> <p>陸海空各自衛隊の各部隊等においては、業務手順・分担の見直し等により合理化・効率化を推進し、さらに、部隊等の編成や業務量を勘案した適正要員配置を図ることにより、18年度は定員を陸上自衛隊197人、海上自衛隊79人、航空自衛隊84人、技術研究本部14人、合計374人合理化し、19年度は陸上自衛隊196人（うち、73人については防衛省事項2の合理化の再掲）、海上自衛隊78人（うち、30人については防衛省事項2の合理化の再掲）、航空自衛隊83人（うち、53人については防衛省事項2の合理化の再掲）、技術研究本部16人（うち、5人については防衛省事項2の合理化の再掲）、合計373人合理化する。</p> <p>20年度以降においても、引き続き在日米軍の兵力構成の見直し状況等も勘案しつつ、組織改編の効果を検証の上、業務実施体制の見直し等による所要の合理化・効率化を図り、22年度末までに陸上自衛隊397人、海上自衛隊153人、航空自衛隊163人、技術研究本部30人、合計743人（うち、266人については防衛省事項2の合理化の再掲）以上合理化する。</p>	3
7 自衛隊地方協力本部が実施する援護業務等の民間委託等	<p>平成19年度において、関東地区の一部の地方協力本部における任期制自衛官の援護業務（求人開拓等）について、民間委託を行う。</p>	3、5
8 防衛施設建設の公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の利用促進の徹底による事務全体の効率化	<p>防衛施設建設の公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）について、企業の利用促進の徹底により電子入札案件の拡大を目指し、その他のシステムについてもその導入に努めるなど、業務の合理化・効率化を進め、平成19年度に定員を16人（防衛省事項5及び6の合理化の再掲）合理化する。</p>	3、4
9 公共事業関連業務の見直し、民間委託等による合理化	<p>総人件費改革の実行計画に基づき、地方支分部局等の抜本的かつ重点的な見直しに伴う公共事業関係の業務について、事業量の減少に応じた業務のスリム化や業務の効率化を推進するとともに、調査業務・設計業務については、職員が行う必要がある設計業務等を除き、更に民間委託を推進し、業務の合理化・効率化を図ることにより、平成20年度に定員を7人、21年度に7人、22年度に6人合理化することを含め、22年度末までに定員を20人（防衛省事項5の合理化の再掲）以上合理化する。</p>	3、5

	事項名	内容	主な該当箇所
10	営繕業務の民間委託の推進による業務の合理化	<p>防衛施設の営繕業務について、施設の防御能力の算定など秘密保全上職員が行う必要がある設計業務等を除き、更に民間委託を推進し、業務の合理化を図る。</p> <p>具体的には、職員が行う必要がある設計業務等を除き、更に民間委託を推進し、業務の合理化・効率化を図ることにより、平成20年度に定員を7人、21年度に7人合理化することを含め、22年度末までに定員を20人（防衛省事項9の合理化の再掲）以上合理化する。</p>	3、5
11	業務・システムの最適化に基づく業務の効率化・合理化	<p>業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化等を実施することにより内部管理業務を見直す。</p> <p>「防衛庁OAネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、運用管理業務の効率化等を実施する。</p> <p>「6陸幕補給システムの業務・システム最適化計画」に基づき、業務の標準化を実施した。今後は、最適化計画に基づき、運用管理を実施する。</p> <p>「統合気象システムの業務・システム最適化計画」に基づき、業務の充実・高度化等を実施する。</p> <p>「航空自衛隊補給3システム及び航空自衛隊データ処理近代化システムの業務・システム最適化計画」に基づき、業務の最適化及びシステムの最適化を実施する。</p> <p>「特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、作業の簡素化・効率化・合理化、情報システムを整備することによる業務処理の統一化、システムの整備・運用に必要な各種資源の効率的・効果的な投資、特別調達資金の取扱い及び情報・システムに関する安全性・信頼性確保を実施する。</p> <p>以上の取組により、平成18年度に定員を203人、19年度に237人（うち、13人については防衛省事項2の、53人については防衛省事項5の、186人については防衛省事項6の合理化の再掲）合理化することを含め、22年度末までに定員を515人合理化する見込みである。</p>	4
12	海幕補給3システムの業務・システムの最適化による業務の効率化・合理化	<p>「海幕補給3システムの業務・システム見直し方針」に基づき、平成18年度末までに最適化計画を策定するとともに、業務・システムの最適化の実施による22年度までの定員合理化の見込み数を明らかにする。</p>	4
13	防衛医科大学校の独法化による合理化	<p>防衛医科大学校の在り方について、省内の検討委員会において成案を得た上で、遅くとも平成22年度までに非公務員型の独立行政法人に移行する。なお、業務の効率化、民間委託等により、19年度に定員を16人（うち、3人については防衛省事項2の、2人については防衛省事項11の合理化の再掲）合理化する。</p>	6
14	研修・研究施設の組織・運営の効率化・合理化	<p>平成19年度に、防衛大学校においては教育研究部門における業務分担等の一層の効率化により定員を11人（うち、2人については防衛省事項2の、4人については防衛省事項11の合理化の再掲）合理化し、また、防衛研究所においては教育部内等の業務分担の一層の効率化により定員を2人（うち、1人については防衛省事項2及び事項11の合理化の再掲）合理化し、さらに、技術研究本部においては規格業務の効率化等により、定員を18人（うち、5人については防衛省事項2の、16人については防衛省事</p>	7

事項名	内容	主な該当箇所
	<p>項6の、1人については防衛省事項11の合理化の再掲) 合理化する。 22年度末までに、業務の効率化、民間委託等を推進することにより、防衛大学校22人、防衛研究所3人、技術研究本部36人(うち、30人については防衛省事項6の合理化の再掲)、合計61人以上合理化する。</p>	

(注1) 防衛省については、防衛庁設置法等の一部を改正する法律(防衛省移行法)の成立に伴い、平成19年1月9日に移行予定。

(注2) 上記各定員合理化数には自衛官は含まない。